

鳴門市南海トラフ地震等防災・減災対策推進計画

(案)

～ 2030年に向けての地震津波対策～

令和6年2月

鳴門市

目次

第1章 計画策定の背景.....	1
1. これまでの取組等.....	1
2. 前計画における主な取組.....	2
3. 本市の抱える防災面の課題.....	3
4. 今後必要となる取組.....	4
第2章 南海トラフ地震について.....	5
1. 南海トラフ地震発生メカニズム.....	5
2. 南海トラフ地震の特徴.....	7
3. 南海トラフ地震が発生したら.....	10
4. 南海トラフ地震への本市の対応方針.....	12
第3章 鳴門市南海トラフ地震等防災・減災対策推進計画.....	13
1. 計画の理念.....	13
2. 計画の位置付け.....	14
3. 計画期間.....	14
4. 進捗管理.....	15
5. 計画推進に係る基本的な考え方.....	15
第4章 アクションプラン.....	17
1. 計画の施策体系.....	17
2. 基本施策.....	19
3. 市災害対策本部各班の取組方針.....	54
おわりに.....	64
資料編.....	65
1. 東日本大震災以降の地震（震度5強以上）の状況.....	65
2. 災害時応援協定の締結状況（令和5年12月現在）.....	66
3. 本市における南海トラフ地震発生による被害想定.....	69
4. 用語解説（50音順）.....	71

第1章 計画策定の背景

1. これまでの取組等

平成23年3月11日、日本の三陸沖の太平洋を震源として発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、太平洋プレートと北アメリカプレートの境界域における海溝型地震であり、マグニチュード9.0、最大震度7が観測され、波高10m以上、最大遡上高40.5mにも上る巨大な津波が発生しました。

これに伴い、福島第一原子力発電所事故による災害も発生するなど、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらし、東北地方を中心に12都道府県で約2万2千名の死者・不明者（震災関連死を含む）が発生した未曾有の大災害であり、徳島県においても大津波警報が発令されるなど、日本周辺における観測史上最大の地震でした。

こうしたことを受け、本市においても市民の生命と財産を守るための地震・津波対策が急務であると考え、同年10月に「鳴門市地域防災計画」を計画的かつ効果的に実施するため、「鳴門市地震津波対策推進計画（以下「前計画」という。）」を策定し、各種取組を着実に推進してきました。

この計画期間は、平成23年度から令和2年度までとしていましたが、「第七次鳴門市総合計画」との整合を図る観点から、令和3年度からは、適宜見直しを行いながら取組を進めています。

さらに、平成29年度には、全国に先駆けて「鳴門市地域防災計画」に日常生活からおのずと災害に備えることのできる「フェーズフリー（※）」の考え方を取り入れました。

具体的には、学校教育にフェーズフリーの視点を盛り込み、子どもたちの災害対応能力や判断力の向上に努めています。また、生涯学習の場やイベント等において、市民への普及・啓発を行うとともに、ハザードマップや「新庁舎」、「道の駅くるくるなると」、「新共同浄水場」や現在計画中の（仮称）「大麻町総合防災センター」などの公共施設の整備にもフェーズフリーの考え方を導入し、「いつも」が「もしも」につながるフェーズフリーなまちづくりを目指した取組を積極的に推進しています。

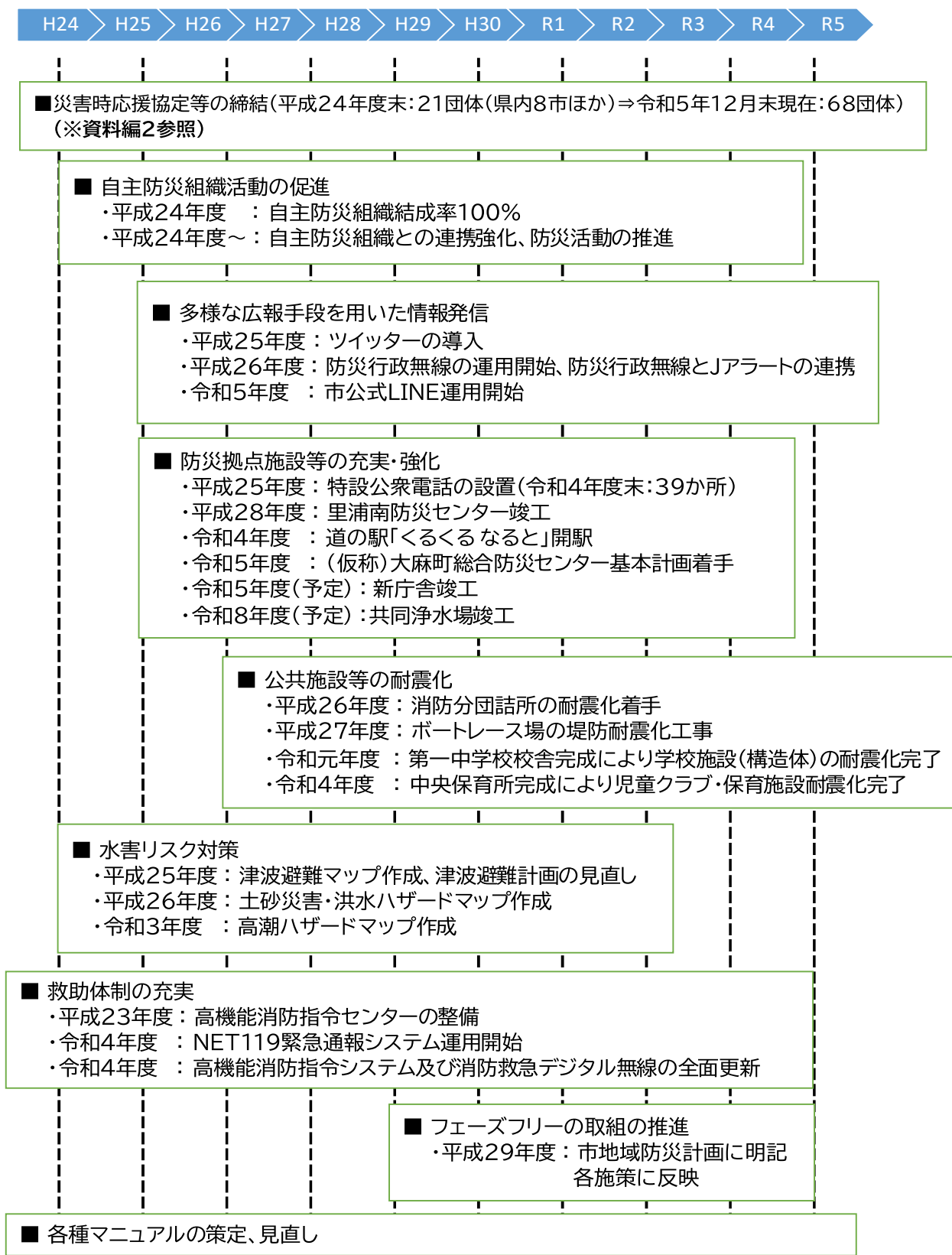
こうした状況の中で、東日本大震災以降においても、平成28年4月に発生した熊本地震や令和6年1月に発生した能登半島地震などをはじめとして日本各地で震度5強以上の地震が多発している状況（※資料編1参照）にあり、今後30年以内に70～80%の確率で発生すると言われている南海トラフ地震への対応は、本市の喫緊の課題であることから、フェーズフリーの概念を踏まえた、より具体的で実効的な新たな計画を策定し、防災・減災対策を推進します。

※「フェーズフリー」とは、

いつも（日常時＝平常時）ともしも（非常時＝災害時）のフェーズ（社会の状態）からフリー（時間的な制約を取り払い）にして、生活の質（QOL／クオリティ・オブ・ライフ）を向上させ、未来の命や生活を守るために、2014年に提唱された防災に関わる新しい概念。

いつも使っているモノやサービスをもしものときにも役立てることができるという考え方。

2. 前計画における主な取組

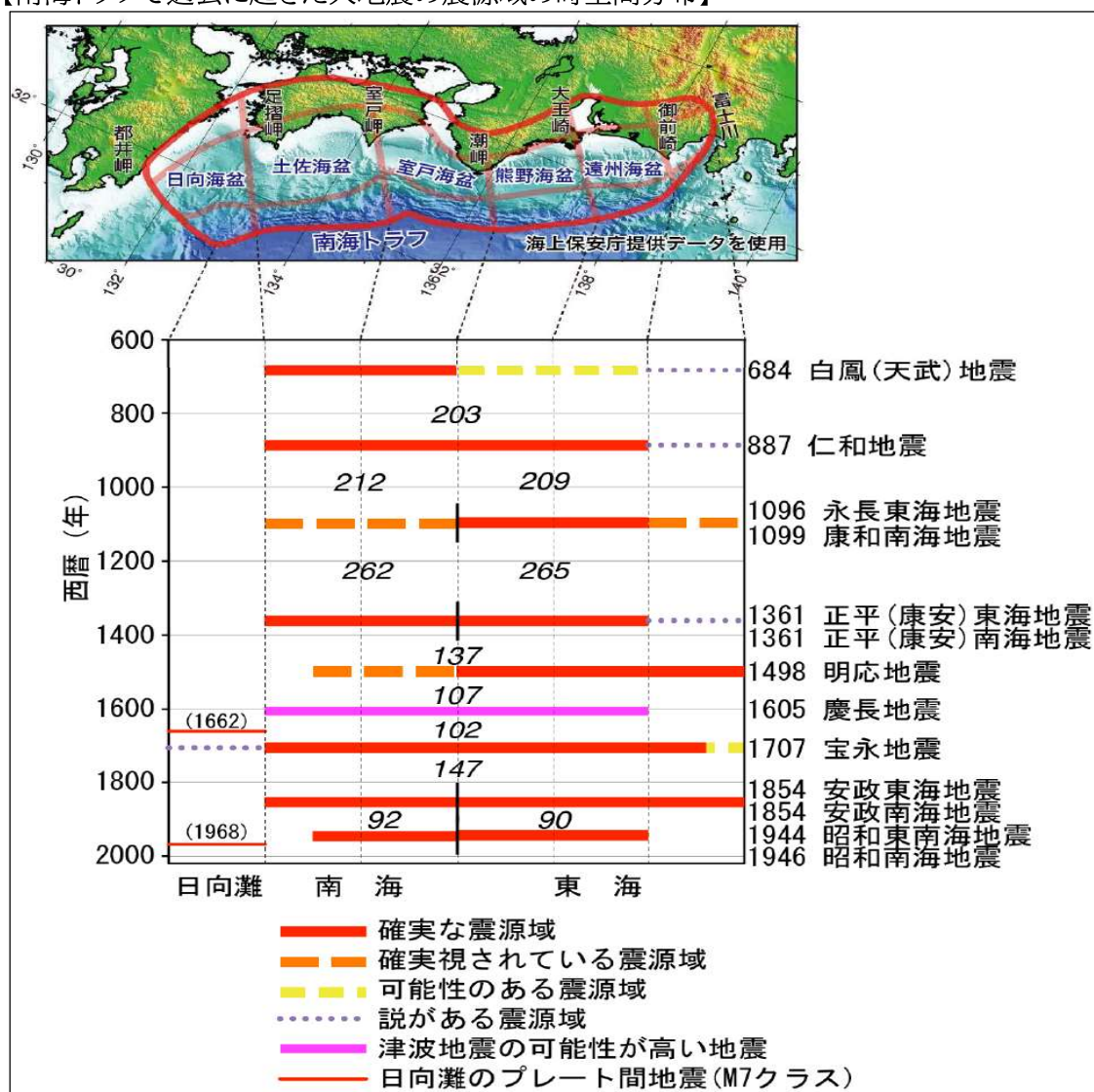


3. 本市の抱える防災面の課題

本県では、過去に何度も南海トラフを震源とする大地震が発生しています。(※下図参照) 南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた海溝型の大規模地震です。前回の南海トラフ地震(昭和東南海地震(1944年)及び昭和南海地震(1946年))が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生 of 切迫性が高まっています。

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会において、今後、南海トラフ沿いの大規模地震(マグニチュード8～9クラス)が、30年以内に70～80%の確率で発生すると言われていたことから、本市における防災面での最大の懸念事項は、南海トラフ地震であると考えます。

【南海トラフで過去に起きた大地震の震源域の時空間分布】



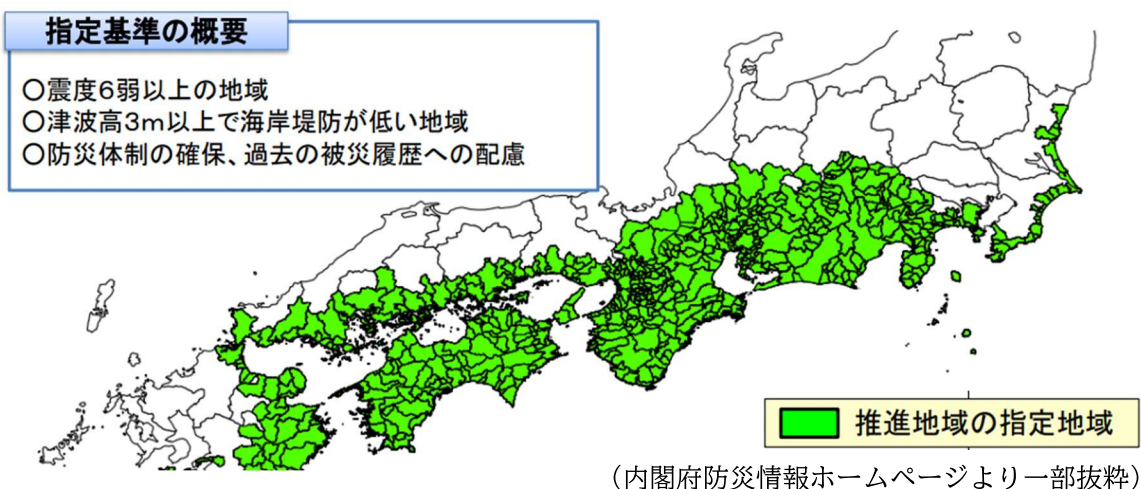
南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)より

4. 今後必要となる取組

本市は、国において「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されており、逼迫する地震・津波への対策を強化し、中央構造線活断層直下型地震への対策にも繋げるために、防災・減災への取組を加速させていく必要があります。

(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域で、内閣総理大臣が指定。



(2) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域で、内閣総理大臣が指定。



第2章 南海トラフ地震について

1. 南海トラフ地震発生のメカニズム

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。(図1参照)

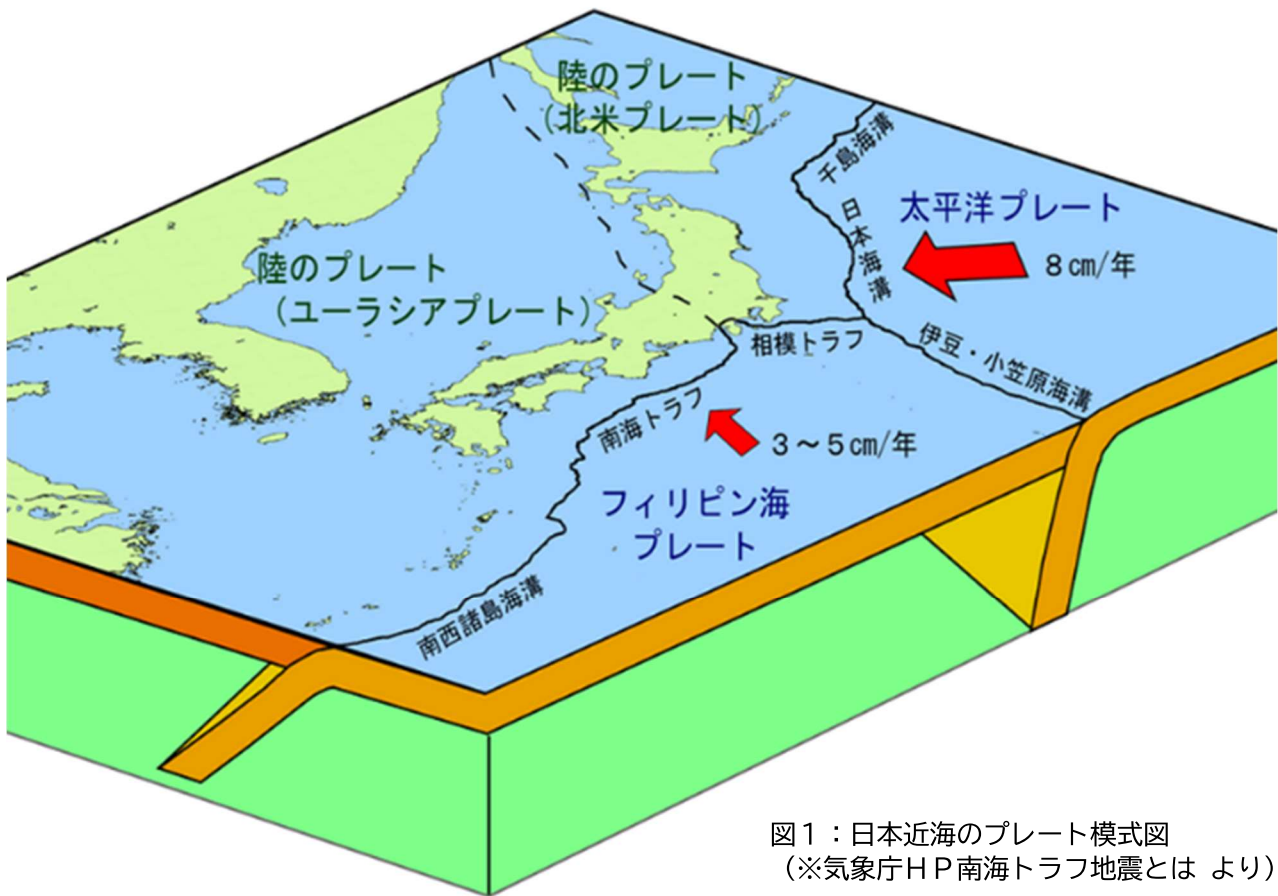


図1：日本近海のプレート模式図
(※気象庁HP南海トラフ地震とはより)

この南海トラフ沿いのプレート境界では、

- ① 海側のプレート(フィリピン海プレート)が陸側のプレート(ユーラシアプレート)の下に1年あたり数 cm の速度で沈み込んでいます。
 - ② その際、プレートの境界が強く固着して、陸側のプレートが地下に引きずり込まれ、ひずみが蓄積されます。
 - ③ 陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり、限界に達して跳ね上がることで発生する地震が「南海トラフ地震」です。(図2参照)
- ※①→②→③の状態が繰り返されるため、南海トラフ地震は繰り返し発生します。

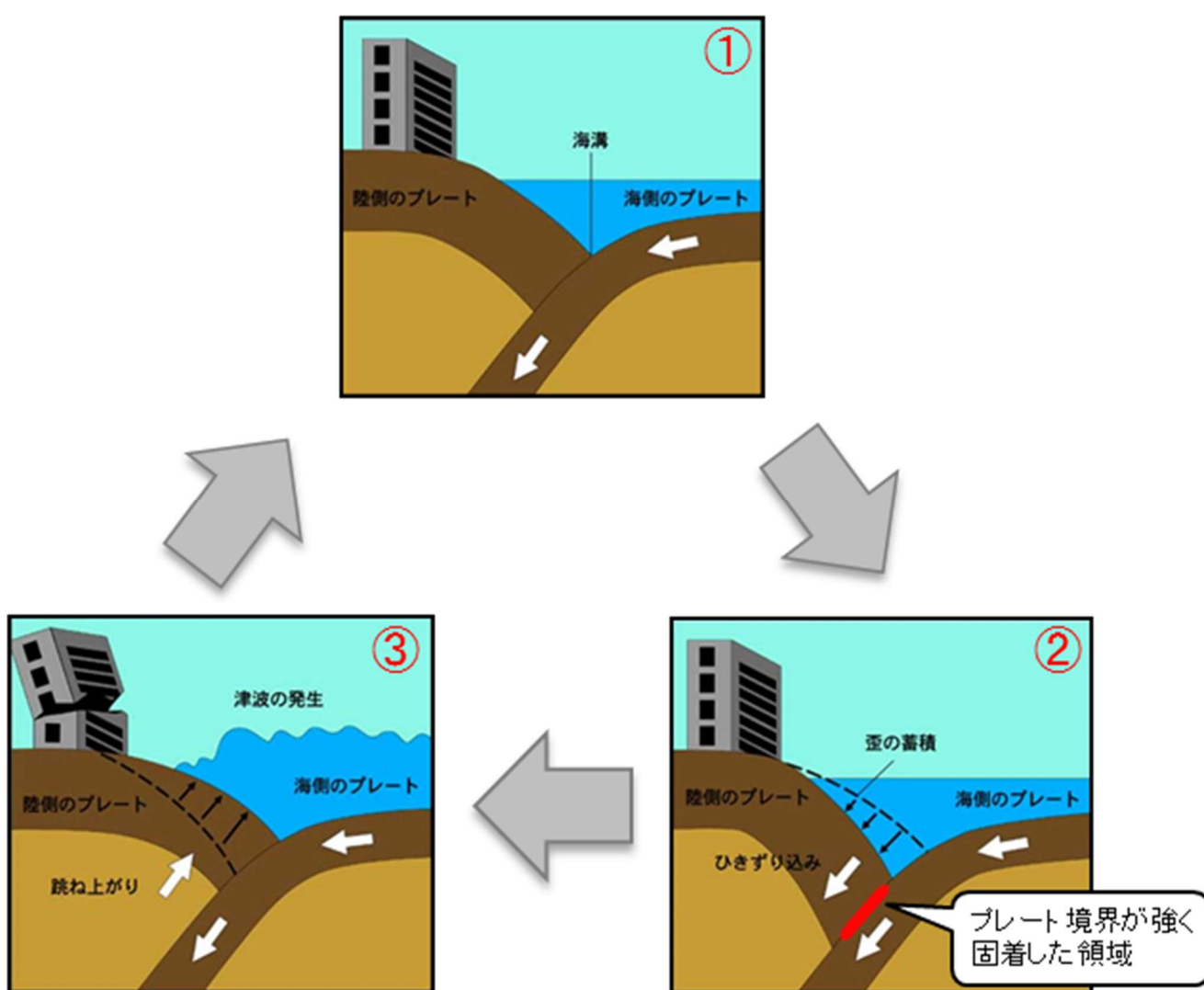


図2：南海トラフ地震の発生メカニズムの概念図
(※気象庁HP南海トラフ地震とはより)

2. 南海トラフ地震の特徴

(1) 海溝型（津波）

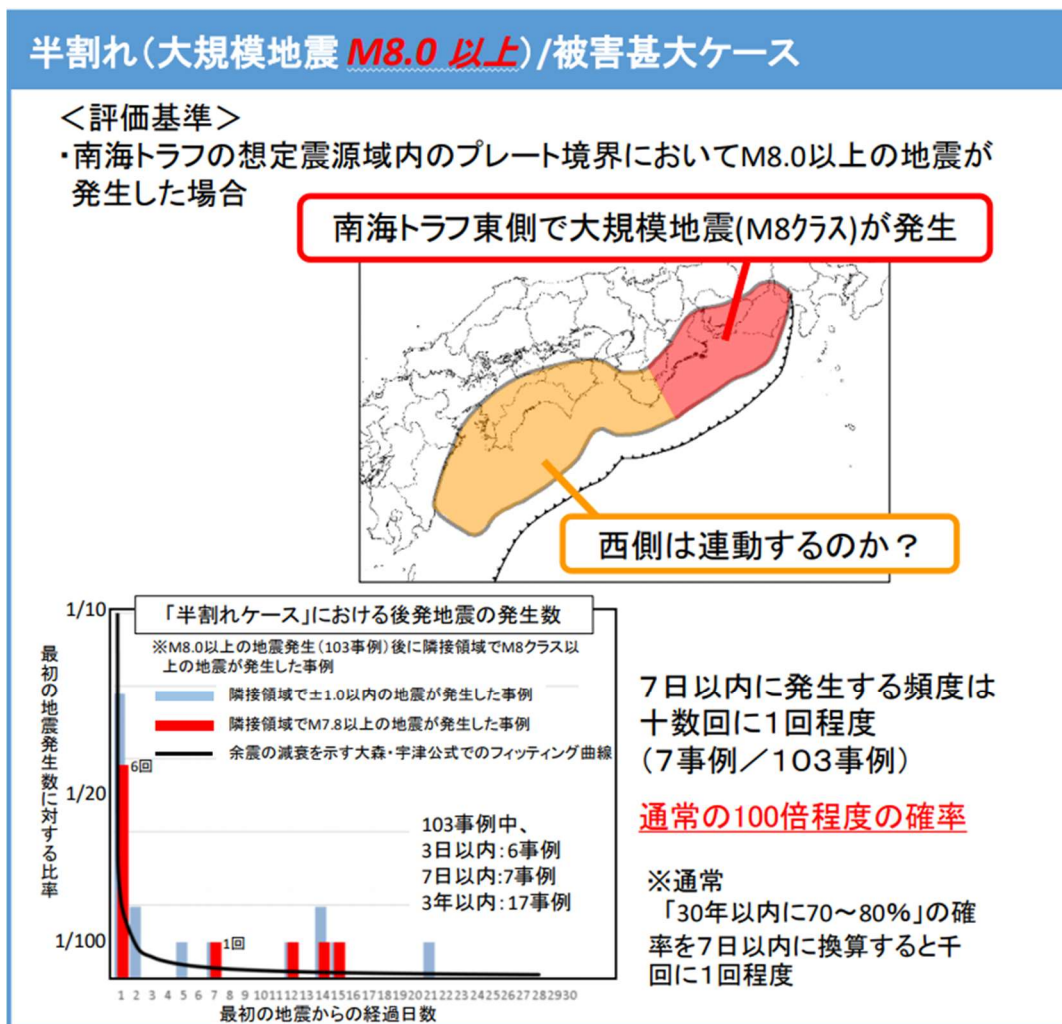
南海トラフ地震は「海溝型」で、プレートの境目が移動することにより発生します。海底下で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降し、これに伴って海面が変動し、大きな波となって津波が発生します。

南海トラフ地震では、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波の襲来が想定されており、徳島県津波浸水想定(平成24年10月31日公表)において、鳴門市沿岸域でも、最大波2.7～7.1mの津波の浸水が想定されています。

(2) 多様な発生形態

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、『南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(内閣府防災担当)』において、以下の3ケースを典型的なケースとして想定しており、ケースに応じた防災対応を取ることとなります。

① 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース



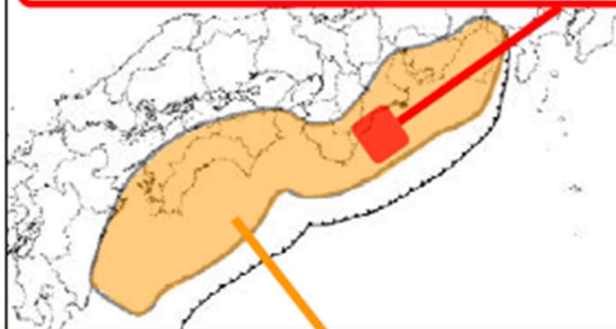
② 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース

一部割れ（前震可能性地震 **M7.0以上**）／被害限定ケース
8.0未滿

<評価基準>

- ・南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合（半割れケースの場合を除く）

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



7日以内に発生する頻度は
数百回に1回程度
(6事例／1437事例)

通常の数倍程度の確率

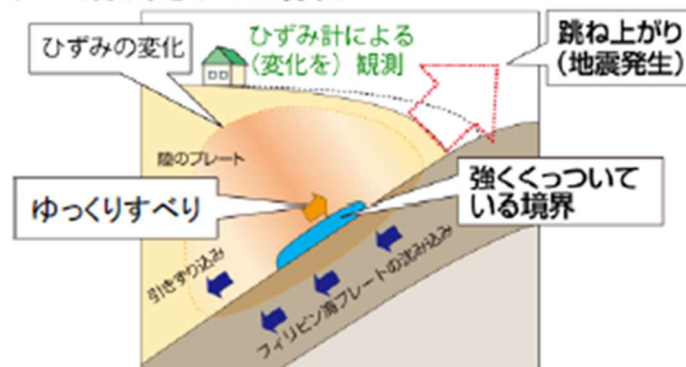
南海トラフの大規模地震の前震か？

③ ゆっくりすべり／被害なしケース

ゆっくりすべり／被害なしケース

<評価基準>

- ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合



④ 3 ケースの概要

	半割れ ケース	一部割れ ケース	ゆっくりすべり ケース
特性	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震発生頻度は100～150年程度に一度。 ・南海トラフ沿い大規模地震のうち直近2事例は、約2年、約32時間の時間差をもって連続してM8.0以上の地震が発生。 ・世界の事例では、M8.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いにおける発生頻度は15年程度に1度。 ・南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近7事例では、その後大規模地震が発生した事例はない。 ・世界の事例では、M7.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラスの地震が発生する頻度は数百回に1回程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフでは前例のない事例。 ・現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない。
社会状況	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域では、応急対策活動を実施。 ・被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では（大）津波警報が発表され、住民は避難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震源域付近の地域では、大きな揺れを感じることも、一部の沿岸地域では避難。 ・「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている。
住民対応	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震への備えの再確認を中心とした防災対応を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施。
最も警戒する期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間を基本。 ・その後「一部割れケース」の防災対応を1週間取ることを基本。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間を基本。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで。

3. 南海トラフ地震が発生したら

(1) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、種類と発表条件は以下のとおりです。

○南海トラフ地震に関連する情報の種類

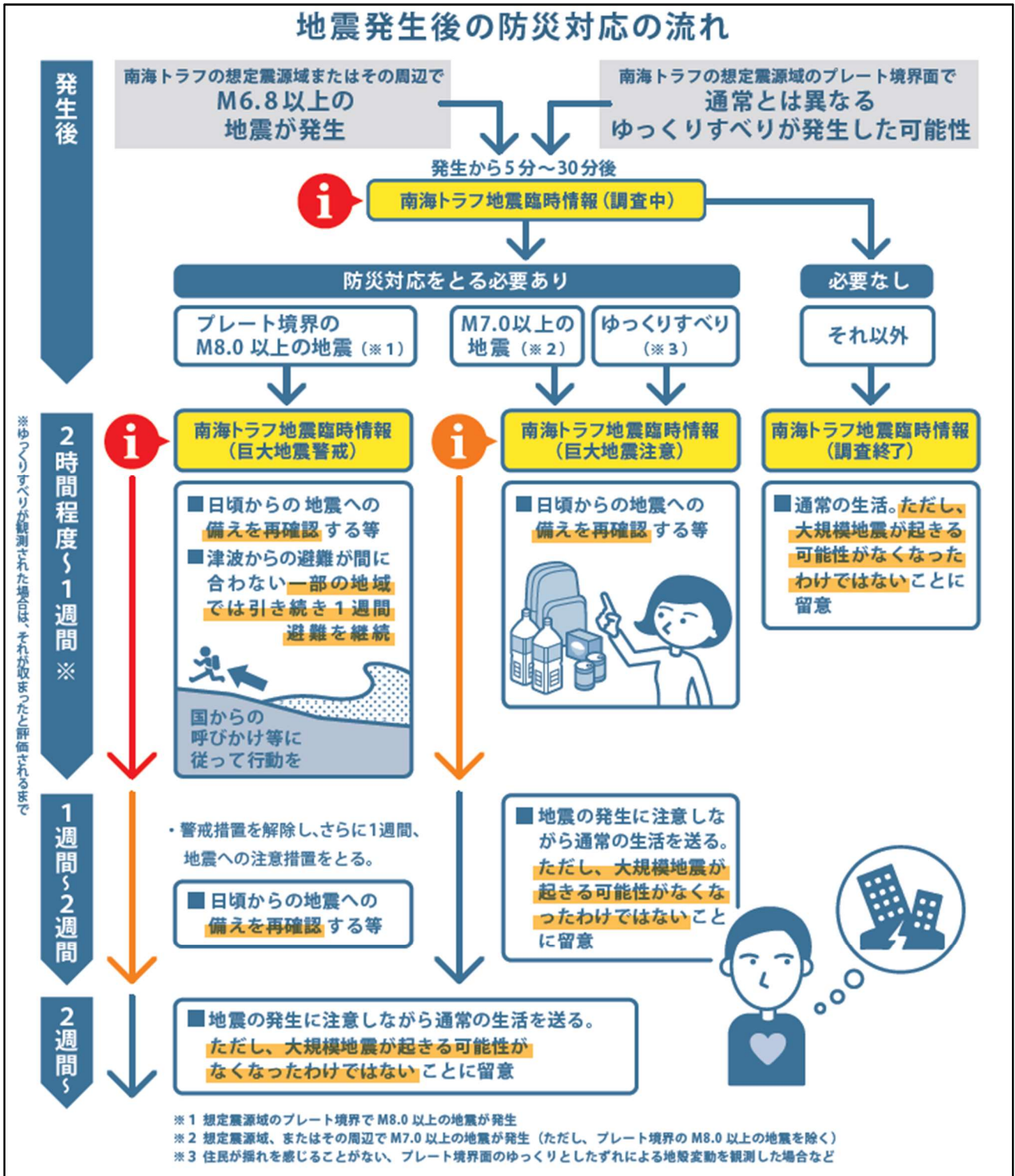
南海トラフ地震 臨時情報 「調査中」「巨大地震警戒」 「巨大地震注意」「調査終了」 のいずれかのキーワードが 付記される。		<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
キーワード	調査中	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、M7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震 関連解説情報		<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

(2) 南海トラフ地震発生時にとるべき措置

南海トラフ地震臨時情報発令時に市がとるべき措置は以下のとおりです。

臨時情報の種類	市のとるべき措置等
調査中	・担当職員の緊急招集、情報の収集及び共有、市民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。
巨大地震警戒	・災害対策本部設置等の適切な職員配備を行う。あわせて、関係機関等及び市民等への情報伝達を行う。このとき、市民等に対する情報伝達を行う際には、混乱を最小限に抑えるため、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。
巨大地震注意	・職員の配備及び関係機関等への情報伝達を行う。 市民に対しては、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、発生後からの時系列に沿った防災対応の一般的な流れは、以下のとおりになります。



（内閣府防災情報ホームページより一部抜粋）

4. 南海トラフ地震への本市の対応方針

南海トラフ地震は、多様な発生形態と、海溝型地震による津波の発生といった特徴があります。徳島県が公表した「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」(平成25年7月31日公表)によると、死者数は、徳島県内では最大で31,300人(発生時刻:冬深夜)、鳴門市内では最大で2,700人(発生時刻:冬深夜)とされています。また建物全壊棟数は、徳島県内では最大で116,400棟(発生時刻:冬18時)、鳴門市内では最大で11,900棟(発生時刻:冬18時)とされており(※資料編3参照)、一人でも多くの市民の生命と財産を守るためには、市として、多面的かつ組織横断的な取組が必要となります。

近年、南海トラフ地震の発生可能性は確実に高まっており、喫緊の課題として早急な対策が必要な状況にあり、特に、過去のデータ等から2030～2040年の間に発生する確率が高いとも考えられていることから、本市では2030年を一つの目安として、南海トラフ地震対策の取組を重点的に進めます。

さらに、本市は、いつも(日常時)ともしも(非常時)をフリーにするフェーズフリーの概念をまちづくりの方針の一つとしており、その考え方をさらに取り入れ、地震や津波などの災害に強く、すべての人が安全・安心に暮らし続けることができるまちの実現を目指します。

これらの取組を進めるための具体的施策として、前計画を踏まえ、新たに

『鳴門市南海トラフ地震等防災・減災対策推進計画』

を策定し、防災・減災対策を強化します。

第3章 鳴門市南海トラフ地震等防災・減災対策推進計画

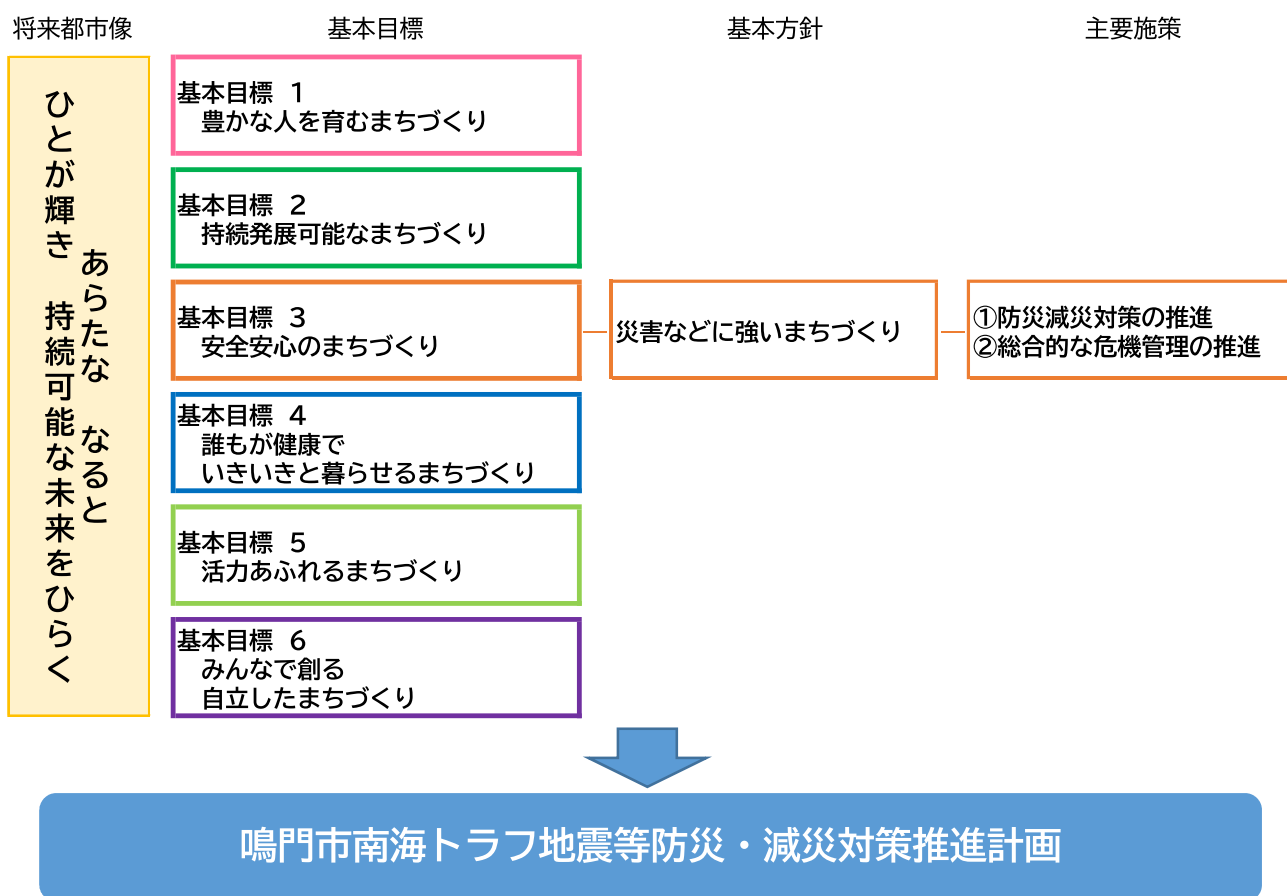
1. 計画の理念

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、平成26年度から令和5年度までの10年間で、死者数を概ね8割、全壊棟数を概ね5割減少させることを基本的な施策として定めており、徳島県の「とくしま-0作戦地震対策行動計画 plus(徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画)」においても、「南海トラフ地震及び活断層地震に備え、死者ゼロを目指す」としています。

本市においても、東日本大震災において想定を超えた地震や津波により多くの尊い人命が失われたことや地域社会に甚大な被害が発生したことを踏まえ、南海トラフ地震が発生した場合には甚大な被害が想定されていることに鑑み、人命を守ることを最優先にした取組を推進します。

また、市の最上位計画である「第七次鳴門市総合計画」に定めるまちづくりの基本方針のひとつである「災害などに強いまちづくり」を踏まえ、「市民のいのちを守る 災害に強いまちづくり」を基本理念とし、市民、事業者、地域、行政が協働し合い、「自助」・「共助(近助)」・「公助」の力を存分に発揮し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

第七次鳴門市総合計画体系図

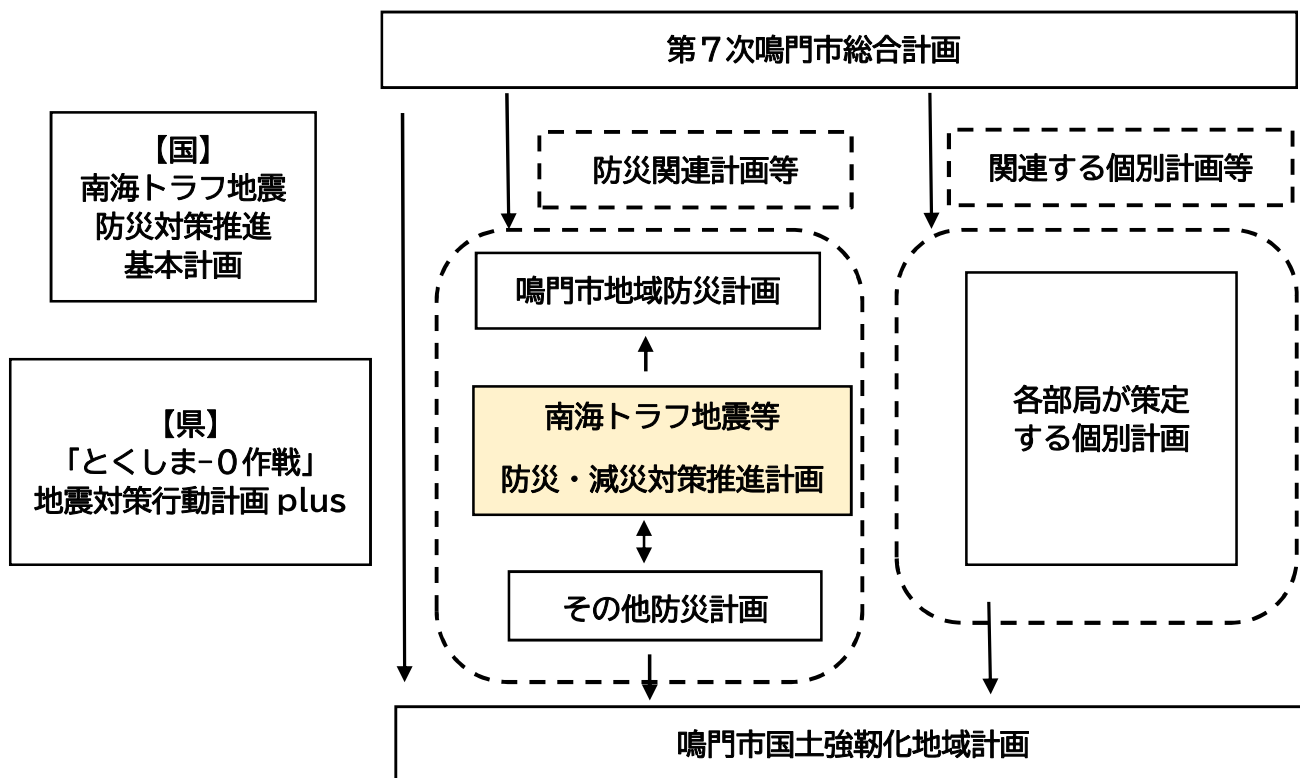


- ・ (基本理念) 市民のいのちを守る 災害に強いまちづくり

2. 計画の位置付け

本計画は、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」及び徳島県の『「とくしま-0作戦」地震対策行動計画 plus(徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画)等と連動して、「鳴門市地域防災計画(南海トラフ地震対策編・直下型地震対策編)」に定める対策の基本となる考え方と取組の方向性を示すものです。

また、本計画は、「第七次鳴門市総合計画」や防災関連の最上位計画である「鳴門市地域防災計画」、また「鳴門市国土強靱化地域計画」をはじめとした防災関連の各種計画及び各部局が策定する個別の計画と連動・連携し、計画に定める取組を着実に推進します。



3. 計画期間

本計画は南海トラフ地震の発生確率がより高まると言われる2030年を一つの目安として、それまでに何ができるか、何をすべきかを明確にしながら取組を進めます。

また、本計画の基本理念は「第七次鳴門市総合計画」の基本方針を踏まえたものとしており、総合計画との整合性を図る観点から、令和6(2024)年度から令和12(2030)年度の7年間を計画期間とします。

なお、防災・減災対策に関する重大な想定の見直しや大幅な制度変更等があった場合は、「鳴門市地域防災計画」と併せて、適宜内容を見直し、実効的な計画とします。

4. 進捗管理

本計画に掲げる取組の着実な推進を図るため、年度ごとに進捗管理を行います。

また、取組内容の充実強化や最新の地震等の動向、社会状況の変化を踏まえた新たな事業の抽出及び検討を行います。

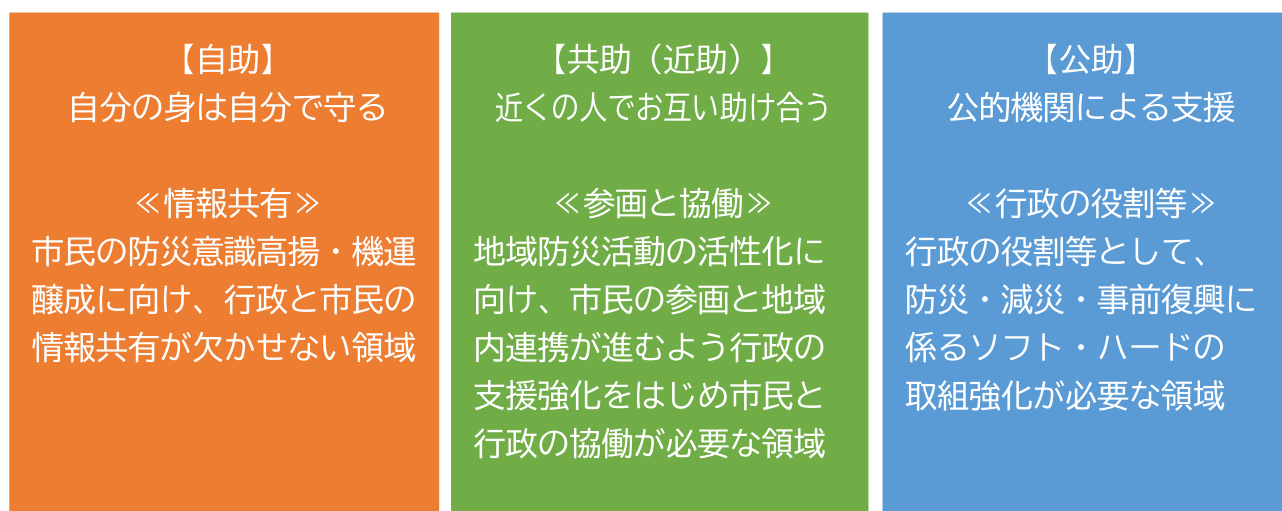
5. 計画推進に係る基本的な考え方

(1) 「自助」「共助(近助)」「公助」の連携

防災を考えるうえで大切な要素として「自助」「共助(近助)」「公助」があり、災害発生時には自らの命を自ら守る「自助」が重要になります。また、自主防災組織や自治振興会を中心に、地域で支え合い、助け合う「共助(近助)」も欠かせません。市は、「自助」「共助(近助)」の取組を最大限支援するとともに、「自助」「共助(近助)」では対応できない課題に対して「公助」の取組を推進します。

また、本市のまちづくりのルールである「鳴門市自治基本条例」では、まちづくりの基本原則として「参画」「協働」「情報共有」を掲げ、市民等が主役のまちづくりの実現を目指し、日常から、市民と行政との信頼関係の構築のもとに、市民と行政との協働事業に取り組んでいます。

引き続き、「鳴門市自治基本条例」の趣旨に沿って、市民の参画を得て、市民と行政との協働により防災・減災に取り組んでいく必要があり、「自助」「共助(近助)」「公助」を担う主体がそれぞれの役割を十分認識し、互いに連携・補完しあいながら、市全体の防災力の向上を目指します。



「自助」・「共助(近助)」・「公助」の取組に併せ、鳴門市自治基本条例の基本原則である「参画」・「協働」・「情報共有」を大切にして、防災・減災に取り組めます。

市民のいのちを守る 災害に強いまちづくり

(2) 関係機関・団体との緊密な連携

発災時における被害を最小限に抑えるとともに、発災後における被災者への支援を円滑に行うためには、地域の防災活動等を担っている自主防災組織や消防団をはじめ、社会福祉の向上に努めている民生委員、災害応急対策の中心となるライフライン機関、医療機関など、防災関係機関・団体との連携が重要となります。

そのため、日常から防災関係機関・災害ボランティア団体をはじめ、国・県・他の市町村との「顔の見える関係」を構築し、人と人とのつながりを深めていきます。具体的には情報共有や事前協議を行うとともに、必要な災害協定締結を進めるなど、防災・減災対策のために緊密な連携を図ります。

(3) 「フェーズフリー」の取組の推進

本市では、いつも使っているモノやサービスを、もしものときにも役立てることができるフェーズフリーの考え方に着目し、これまでハード・ソフトの両面から取組みを進めてきました。

今後においても、普段の業務や施策の充実が、災害時にも役立つという考えのもと、引き続き、福祉、環境、教育などの幅広い分野で取組を推進していくとともに、公共施設だけでなく、民間施設、道路、公園などの整備・維持管理等への導入を見据えます。

また、フェーズフリーの概念の周知・啓発をより一層推進し、防災・減災を特別なものと考えず、日常生活から自然と災害に備えることができるまちづくりを目指します。

第4章 アクションプラン

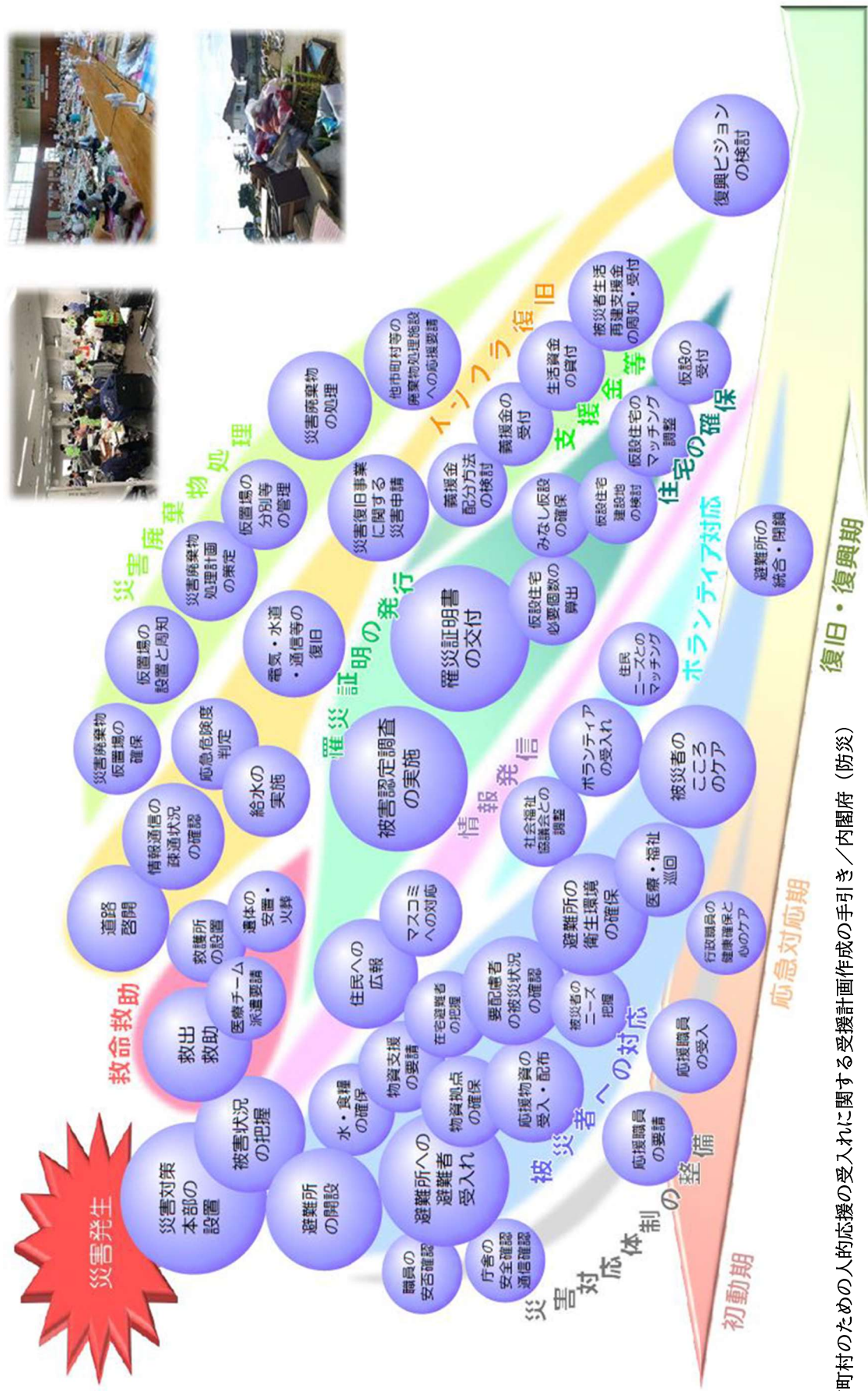
1. 計画の施策体系

南海トラフ地震への対応に重点を置き、前計画を踏まえながら、改めて「自助」「共助(近助)」「公助」をベースとして、基本方針や基本施策を体系的に整理します。事業推進にあたっては、「フェーズフリー」の視点を盛り込んだ計画とします。

なお、実際に災害が発生した場合には、「鳴門市地域防災計画」に基づき鳴門市災害対策本部を設置し、災害対応にあたることとなります。そのため、鳴門市災害対策本部組織の各班の役割と本計画の取組項目を連動することで、各班の取組を明確にし、より実効的で効率的に計画を推進できる体制を構築します。

基本理念	基本目標	基本方針	基本施策
市民のいのちを守る 災害に強いまちづくり	I 自分たちの命を守る 《自助》	(1) 防災意識・機運醸成の強化	① 自分のできる備えに対する意識の向上
			② 住家等の安全対策の推進
	II 地域の防災力を高める 《共助(近助)》	(1) 地域(市民)の防災力向上	① 防災コミュニティの活動活性化
			② 地域防災リーダーの育成
		(2) 地域(事業者等)の防災力向上	③ 避難行動要支援者の避難支援体制の強化
			④ 災害ボランティアセンターの体制強化
	III 災害に強いまちをつくる 《公助》	(1) 社会機能等の災害対策の強化	① 道路橋梁保全整備の推進
			② 水道施設の更新・耐震化の推進
			③ 水門・樋門・排水機場・ポンプ場・雨水排水路の整備
			④ 空き家対策の推進
			⑤ 市有施設の整備
			⑥ 消防力の強化
			⑦ 医療救護体制の強化
			⑧ 災害廃棄物の処理体制の強化
			⑨ 遺体の収容・処理・埋葬にかかる体制強化
		(2) 学校等における災害対策の強化	① 防災教育の充実
			② 防災行政無線と校内放送設備の連動
			③ 学校等の危機管理体制の強化
		(3) 災害対策組織体制等の強化	④ 学校等再開に向けた体制強化
			① 災害対策本部の機能強化
(4) 市民との情報共有の推進	② 市職員の災害対応能力の向上		
	③ 行政機能の維持・強化		
(5) 避難施設等の対策強化	④ 応援・支援体制の構築		
	① 効果的な防災・災害情報の発信		
(6) 災害発生後の生活支援の強化	① 避難施設の拡充		
	② 避難施設的环境整備・機能強化		
	③ 福祉避難所の設置・運営体制の強化		
	④ 応急支援活動体制の強化		
			② 保健衛生・防疫体制の強化
			③ 被災者生活相談体制の強化
			④ すまいの円滑な確保のための体制強化

参考) 災害時の業務フロー表



出典：市町村のための人的応援の受け入れに関する受援計画作成の手引き／内閣府（防災）

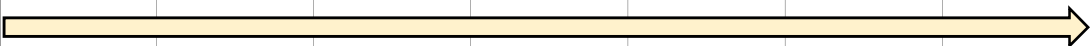
2. 基本施策

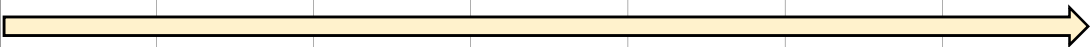
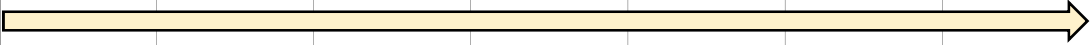
基本目標 I 自分たちの命を守る 《自助》

- ・災害時には自分の命は自分で守る「自助」の取組みが重要となります。
 - ・「自助」の取組みを進めていくために、日常から自ずと災害に備えられるよう家庭や地域での防災対策の啓発や効果的な防災情報の発信を強化します。
-

フェーズフリーの 視点

- ・「フェーズフリー」は、「生きる力」、「生き抜く力」を高めてくれます。人はいつ来るかわからないことに対して、準備することは難しいものです。だからこそ「日常」と「非常時」の境目を取り払い、普段の生活の中で使っているモノや日々の行動が「もしも」のときに生命を守ることに繋がります。
 - ・日常的に住まいや身の回りの安全を意識して生活、行動、環境改善することが、災害時に自らや家族の生命を守ることに繋がります。
 - ・市民に身近な場所や手段で防災に関する知識の普及・啓発を図ることで、災害時の適切な避難行動につなげます。
 - ・市民と行政の情報の共有に努めます。
-

基本目標	I	自分たちの命を守る「自助」	関係課	危機管理課・総合教育人権課			
基本方針	(1)	防災意識・機運醸成の強化					
基本施策	①	自分でできる備えに対する意識の向上					
施策概要	<p>○市民一人一人が災害を自分事としてとらえ、発災時に適切な避難行動等がとれるように、防災に関する情報やフェーズフリーの考え方の浸透を図るとともに、多様な避難生活に関する啓発などを行い、市民の防災意識の高揚を図ります。</p>						
取組項目	<p>○フェーズフリーに関する周知啓発 ○ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知啓発 ○避難場所・避難経路・備蓄等に関する周知啓発 ○地域における防災学習の推進</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	 <p>各種学級や出前講座等を通じた防災学習の推進</p>						


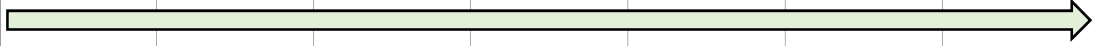
基本目標	I	自分たちの命を守る「自助」	関係課	危機管理課・まちづくり課			
基本方針	(1)	防災意識・機運醸成の強化					
基本施策	②	住家等の安全対策の推進					
施策概要	<p>○地震で「家具の転倒等によるケガや自力脱出が困難な状況を回避するため、市民等への家具転倒防止器具の設置を推進する啓発を行います。</p> <p>○木造住宅の耐震診断や耐震改修等が必要と判断された住宅への費用の一部助成を行うことで耐震化を推進します。</p> <p>○避難路等の安全を確保するため、一定の条件を満たした対象ブロック塀等の撤去及び改善にかかる費用の一部を補助し、安全対策を促進します。</p>						
取組項目	<p>○家具転倒防止対策の推進</p> <p>○木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業の推進</p> <p>○倒壊の危険のある民家ブロック塀の撤去・改善促進</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
							
	<p>家具転倒防止器具設置事業の推進</p>  <p>木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業の推進</p>						

基本目標 Ⅱ
地域の防災力を高める
《共助（近助）》

- ・「いつも」のつながりが「もしも」につながるように、普段から地域住民の顔の見える関係づくりを推進します。
 - ・防災訓練や研修を通じて、自主防災組織の育成強化・活動活性化のための支援、企業の防災力の確保等により、地域の防災力を高める取組みを推進します。
-


フェーズフリーの
視点

- ・平時からの地域住民組織やボランティア団体、NPO法人等との顔の見える関係づくりを進め、団体相互の連携促進を図ります。
 - ・地域での防災学習や防災活動への参加者を増やし、交流を促進することで、災害発生時の共助につなげます。
 - ・幅広い年代層の地域活動への参加を促進し、リーダー人材の発掘、育成に努めます。
 - ・日常的な学校と地域との交流により信頼関係を築き、学校教育の充実を図るとともに、災害時には学校と地域が連携して児童生徒の安全確保や適切な避難行動を支援、また円滑な避難所開設・運営につなげます。
 - ・避難行動要支援者や要配慮者利用施設と地域とのつながりづくりの支援により、災害時の円滑な避難支援につなげます。
-

基本目標	Ⅱ	地域の防災力を高める《共助(近助)》	関係課	危機管理課・学校教育課 消防総務課・警防課			
基本方針	(1)	地域（市民）の防災力向上					
基本施策	①	防災コミュニティの活動活性化					
施策概要	<p>○地域における防災力の強化を図るために、各地区自主防災会を通じて率先避難を踏まえた訓練や防災学習の実施、防災・災害情報の提供など地域における住民主体による防災活動のより一層の活性化に向けた取組を推進します。</p> <p>○自主防災会と事業者等が連携した地域ぐるみの防災活動を推進します。</p> <p>○火災の延焼拡大を防止するため、イベントや訓練等の機会をとらえて、消火訓練を実施し、初期消火対応力の向上を図ります。</p>						
取組項目	<p>○幅広い年代層や防災士の地域防災活動への参加促進</p> <p>○市民向け防災研修の実施</p> <p>○地域における実践的な訓練の実施</p> <p>○避難所運営における学校との連携強化</p> <p>○自主防災組織活動推進事業助成金の効果的な活用促進</p> <p>○普通救命講習の受講促進</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
							
	幅広い年代の市民や防災士の地域防災活動への参加促進						
							
地域における実践的な訓練の実施							

基本目標	Ⅱ	地域の防災力を高める《共助(近助)》	関係課	危機管理課			
基本方針	(1)	地域（市民）の防災力向上					
基本施策	②	地域防災リーダーの育成					
施策概要	<p>○防災に関する一定の知識・技能を習得できる「防災士」の資格取得に向けて、防災活動に意欲を持つ市民を支援することで、地域の防災リーダーを育成し、市民の自助・共助による地域防災力の向上を図ります。（市職員合同）</p>						
取組項目	<p>○防災士養成講座の実施・資格取得促進 ○防災士資格取得者による地域防災活動の促進</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	<p>防災士養成講座の実施</p> <p>防災士資格取得者による地域における防災活動の促進</p>						

基本目標	Ⅱ	地域の防災力を高める《共助(近助)》	関係課	長寿介護課・社会福祉課 健康増進課・危機管理課			
基本方針	(1)	地域（市民）の防災力向上					
基本施策	③	避難行動要支援者の避難支援体制の強化					
施策概要	○高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への支援を行うため「避難行動要支援者登録制度」の活用と、地域支援者との連携・協力により避難行動要支援者の避難支援体制を強化します。						
取組項目	○個別避難計画作成の促進 ○地域と連携した避難訓練の実施に向けた支援促進						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	個別避難計画の勧奨と作成、地域支援機関との共有						
	災害リスクの高い地域を優先した個別避難計画の重点的作成						
	地域支援機関の拡充検討						
	地域と連携した避難訓練の実施に向けた支援促進						

基本目標	Ⅱ	地域の防災力を高める《共助(近助)》	関係課	社会福祉課				
基本方針	(2)	地域（事業者等）の防災力向上						
基本施策	①	災害ボランティアセンターの体制強化						
施策概要	<p>○被災時には広域的なボランティアによる支援が大きな力となることから災害ボランティアセンターの運営主体となる市社会福祉協議会との連携を強化し「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に基づく訓練を実施するなど、災害時に迅速な対応が取れるように取組みます。</p>							
取組項目	○災害ボランティアセンター設置・運営訓練の連携実施							
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
	 <p>災害ボランティアセンター設置・運営に関する研修、シミュレーション、訓練の連携実施</p>							

基本目標	Ⅱ	地域の防災力を高める《共助(近助)》	関係課	危機管理課・商工政策課 観光振興課・ボートレース企画課・ボートレース事業課・警防課・予防課			
基本方針	(2)	地域（事業者等）の防災力向上					
基本施策	②	事業者等の防災対策の強化					
施策概要	<p>○被災による経済活動の停止や雇用喪失・収入途絶による生活支障が生じることを防ぐため、平時から事業所等における避難計画の策定や避難訓練の実施をはじめ、事業継続計画（BCP）や、中小企業の事業継続力強化計画の策定について関係団体と連携した支援・啓発を行います。</p> <p>○施設内待機を視野に入れた備蓄の呼びかけや、帰宅困難者が発生した場合の対応に関する啓発を行います。</p> <p>○ボートレース鳴門において、開催時の被災に備え、避難訓練等の実施や食料の備蓄を行います。</p> <p>○要配慮者が利用する施設において、避難確保計画に基づく避難訓練等の実施を促進します。</p>						
取組項目	<p>○商工業者への防災意識の啓発</p> <p>○事業所等における防災訓練・消防訓練、予防査察等の実施を通じた防災意識の高揚・人材育成</p> <p>○帰宅困難者への対応や備蓄に関する啓発</p> <p>○要配慮者利用施設における避難訓練の実施</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	商工業者への防災意識の啓発						
	事業継続力強化支援計画（R5～R9）				事業継続力強化支援計画の見直し		
	防災訓練・消防訓練・予防査察等の実施を通じた防災意識高揚・人材育成						
	要配慮者利用施設における避難訓練等の実施促進						

基本目標 Ⅲ
災害に強いまちを
つくる
《公助》

- ・地震津波による被害から市民の生命・財産を守るために、フェーズフリーの考えに基づき、ハード・ソフト両面で計画的な防災・減災対策を進めます。
- ・市職員の災害対応能力の向上に努め、部局横断的な連携をもとに、災害対策組織体制の機能強化を図ります。

フェーズフリーの
視点

- ・誰もが地域で安心して生活できるまちの実現に向け、『鳴門市地域福祉計画』に定める取組を着実に進め充実を図ります。
 - ・誰一人として取り残さないために、SDGsの達成に向けて取り組みます。
 - ・対象世代ごとに、広報紙などの紙媒体とSNSなどのメディアを組み合わせた効率的な情報発信の方法を検討し、災害時だけでなく、日常から必要な行政情報を市民が即時に取得できるようにします。
 - ・公共施設の整備は、「日常」と「非常時」のいずれにも機能が発揮できるよう工夫します。
 - ・既存施設・設備については、日常的な点検と予防保全型の維持管理により安全性を高めます。また、日常的に使用する施設や物品が災害時に利活用できないか検討します。
 - ・災害時にも活用可能な公用車両(電気自動車等)の導入をはじめ、太陽光などの再生可能エネルギーの活用や個別供給が可能なLPガスの利用などを検討します。
 - ・日常から移動しやすい公共交通ネットワークを形成します。
 - ・学校施設は児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境となるよう改善に努め、避難者にとってのより良い避難環境の確保につなげます。
 - ・教職員の防災意識と授業等の質の向上などにより、学校教育におけるフェーズフリーの充実や学校の災害対応能力を高めます。
 - ・関係機関との顔の見える関係、人と人とのつながりを大切にします。
 - ・職員一人一人が危機管理担当との意識を持ち、日頃から部局横断的な連携に努めます。
-

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	土木課				
基本方針	(1)	社会機能等の災害対策の強化						
基本施策	①	道路橋梁保全整備の推進						
施策概要		<p>○防災上、重要な路線や橋梁について、長寿命化を進め、安全性の確保に努めます。</p> <p>○県や民間団体等と連携を図り、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。</p>						
取組項目		<p>○道路・橋梁の老朽化対策の実施</p> <p>○円滑な道路啓開に向けた関係機関との連携強化</p>						
主な取組スケジュール		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		<p>道路補修修繕事業の実施による道路の安全性確保</p>						
		<p>橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の補修による安全性確保</p>						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	水道事業課・浄水場			
基本方針	(1)	社会機能等の災害対策の強化					
基本施策	②	水道施設の更新・耐震化の推進					
施策概要	<p>○水道管路の耐震化や老朽化対策を年次計画により推進します。</p> <p>○配水池等の水道施設は、重要度や優先度を考慮したうえで、計画的に更新・耐震化を図ります。</p> <p>○老朽化や耐震性能に共通課題があった浄水場は、北島町とともに共同浄水場の整備を推進し、災害に強い浄水場を構築します。</p>						
取組項目	<p>○鳴門市・北島町共同浄水場の整備、供用開始</p> <p>○水道管路等の耐震化・老朽化対策の実施</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	<p>鳴門市・北島町共同浄水場の整備</p> <p>供用開始 (R8.4)</p> <p>水道管路等の耐震化、老朽化対策の実施</p>						

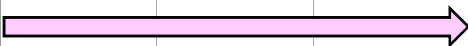
基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	土木課・下水道課・農林水産課			
基本方針	(1)	社会機能等の災害対策の強化					
基本施策	③	水門・樋門・排水機場・ポンプ場・雨水排水路の整備					
施策概要	<p>○地震津波発生時等においても、重要な役割を担う水門や樋門、ポンプ場等については、有効に稼働し人命や財産を守ることができる施設の性能を確保するため、計画的に整備を行います。</p> <p>○排水機場についても、地域の管理団体などとの連携による維持管理に努めるとともに、定期的な巡回による予防保全的な補修・補強などを推進することで、施設の長寿命化に努めます。</p>						
取組項目	<p>○日常点検、定期点検の実施による適切な維持管理、計画的な更新・修繕</p> <p>○浸水対策の実施 (排水機場における長寿命化・改良新設工事、撫養ポンプ場耐震・耐津波対策など)</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	排水機場の長寿命化						
	撫養ポンプ場・高島ポンプ場の改築・更新						
	撫養ポンプ場の耐震・耐津波対策の実施						
	重要幹線管路(雨水排水路)の改築						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	まちづくり課			
基本方針	(1)	社会機能等の災害対策の強化					
基本施策	④	空き家対策の推進					
施策概要	<p>○利用予定がなく、長期不在となっている空き家は、管理不全により建物の倒壊や屋根・外壁の落下等防災面においても悪影響を与える恐れがあることから、特定空家等の措置対応等を行います。</p> <p>○老朽危険空き家除却支援事業等の実施により、災害等により倒壊する恐れのある危険な空き家の除却を促進します。</p>						
取組項目	○避難路を閉塞させる恐れのある老朽空き家の除却促進						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	老朽危険空き家除却支援事業等の実施						
	老朽危険空き家除却支援事業等の周知啓発						
	管理不全空家、特定空家等への対応						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	施設保有課						
基本方針	(1)	社会機能等の災害対策の強化								
基本施策	⑤	市有施設の整備								
施策概要	<p>○「鳴門市公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」に基づき、市有施設の耐震化を進めるとともに、長寿命化に向けて事後保全型から予防保全型の維持管理への転換を図り、老朽化対策・安全対策を推進します。</p> <p>○市西部の防災拠点となる（仮称）大麻町総合防災センターの整備を着実に進めます。</p> <p>○津波等の浸水災害に対応するための防災施設の整備にあたっては、フェーズフリーの考え方にに基づき、既存施設の活用を優先しつつ、各地域の実情に合わせて外付け階段やタワー等による避難施設の整備を検討します。</p>									
取組項目	<p>○新庁舎供用開始 ○（仮称）大麻町総合防災センター整備 ○文化会館の耐震化 ○施設・設備の安全対策の推進 （安全点検、老朽化対策、危険個所対策、バリアフリー化）</p>									
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			
	<p>新庁舎供用開始</p>									
	<p>設計・工事・供用開始（（仮称）大麻町総合防災センター）</p>									
	<p>設計・工事・供用開始（文化会館）</p>									

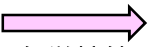
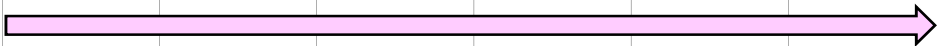
基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	消防総務課・警防課			
基本方針	(1)	社会機能等の災害対策の強化					
基本施策	⑥	消防力の強化					
施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害等に備え、消防車両や資機材の整備・更新などに取り組みます。 ○高度な専門技術を持つ救急救命士の養成や、地域防災の要である消防分団員の確保に努めます。 						
取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ○消防車両や救急資機材等の整備・更新 ○(仮称)大麻町総合防災センター(大麻分署・板東分団詰所)の整備 ○消防分団の充実(分団詰所の耐震化、消防団車両更新、分団員の確保、訓練実施、防災意識高揚・人材育成) ○救急救命士の養成 ○ドローン活用の推進、操作者の養成 						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	→		→	→	→	→	→
	はしご車更新		救助工作車更新	救急車更新	ポンプ車更新	救急車更新	救急車更新
	消防団車両の更新						
救急体制の充実、消防訓練の実施							

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	健康増進課			
基本方針	(1)	社会機能等の災害対策の強化					
基本施策	⑦	医療救護体制の強化					
施策概要	<p>○被災時に負傷者へ適切な医療行為を行うために、「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、医師会や災害拠点病院などの関係機関と連携を図り、医療救護体制を強化します。</p>						
取組項目	<p>○平時からの医師会・薬剤師会等の関係機関との連携強化 ○医療救護所、妊産婦・乳児救護所の機能強化、開設・運営訓練の実施 ○医療救護活動マニュアルの点検・見直し ○備蓄物資・資器材の点検・更新、災害時医療薬品等の調達体制の強化</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	<p>平時からの医師会、薬剤師会等の関係機関との連携強化</p>						
	<p>医療救護所等における資器材等の点検と更新</p>						

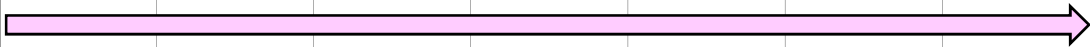
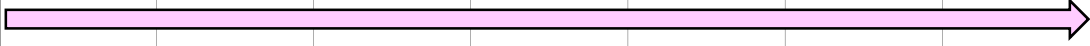
基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	クリーンセンター廃棄物対策課			
基本方針	(1)	社会機能等の災害対策の強化					
基本施策	⑧	災害廃棄物の処理体制の強化					
施策概要	<p>○災害時には様々な廃棄物が大量に発生し、処理能力の不足や喪失等が想定されることから、円滑な処理を行うため、被災状況に応じた災害廃棄物仮置場候補地の選定や民間事業者等との災害時応援協定に基づく連携強化など、災害時の廃棄物処理体制の強化を図ります。</p>						
取組項目	<p>○被災状況に応じた仮置場の選定 ○災害廃棄物処理計画の見直し</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	 <p>災害廃棄物処理計画の見直し（仮置場の選定含む）</p>						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	クリーンセンター管理課			
基本方針	(1)	社会機能等の災害対策の強化					
基本施策	⑨	遺体の収容・処理・埋葬にかかる体制強化					
施策概要	○大規模災害時に多数の死者が発生した場合、遺体の適切な収容、処理、埋葬などの対応が行えるよう、警察等関係機関との連携による体制強化に努めます。						
取組項目	○関係機関との連携による体制強化						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	警察等関係機関との連携による体制強化						
	広域火葬情報伝達訓練（県）への参加						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	学校教育課・子どもいきいき課			
基本方針	(2)	学校等における災害対策の強化					
基本施策	①	防災教育の充実					
施策概要	<p>○園児、児童、生徒自らが自分の安全を守るための実践的防災対応能力の養成と、災害時にお互いに助け合うための防災ボランティア意識の向上を図るため、様々な学習や避難訓練を通じて、日頃からの心構えや災害時に取るべき行動を身につけ、災害時に迅速で適切な行動がとれるように、防災教育を継続的に実施します。</p> <p>○学校現場においては、「いつもともしもがつながる学校のフェーズフリー」（令和2年度策定）を活用し、普段の教科学習で学んだことが災害時にも必要な知識として役に立つように「フェーズフリー」意識の浸透に努め、防災教育の充実を図ります。</p>						
取組項目	<p>○防災教育の実践・推進 ○フェーズフリー意識の啓発・浸透 ○避難訓練の実施 ○防災教育の取組についての情報発信 ○防災教育に関する調査の実施</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	授業等における防災教育の推進						
	フェーズフリーの啓発・浸透						
	避難訓練の実施						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	危機管理課・教育総務課・学校教育課・子どもいきいき課			
基本方針	(2)	学校等における災害対策の強化					
基本施策	②	防災行政無線と校内放送設備の連動					
施策概要	○就学前教育・保育施設、小中学校に速やかに災害情報等を伝達するために、防災行政無線と校内放送設備を連動させるシステムを構築します。						
取組項目	○戸別受信機と放送設備の連携システムの構築						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	 各学校等での連携システム構築						
		 連携システム構築を活用した避難訓練の実施					

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	学校教育課・教育総務課 子どもいきいき課			
基本方針	(2)	学校等における災害対策の強化					
基本施策	③	学校等の危機管理体制の強化					
施策概要	<p>○「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づき、本市の園児・児童・生徒及び教職員の災害発生時の安全確保と一時避難に必要な災害対応備品等を整備するとともに、学校の防災教育及び防災管理・組織活動の充実と推進を図ります。</p> <p>○保育所・認定こども園においても「危機管理マニュアル」を定期的に見直すなど危機管理体制の強化を図ります。</p>						
取組項目	<p>○学校防災推進会議の開催、学校防災計画の定期的な見直し</p> <p>○防災備品の点検・整備</p> <p>○教職員に対する防災研修の実施</p> <p>○コミュニティスクールを活かした防災活動の推進</p> <p>○自主防災会等の地域との連携強化</p> <p>○施設・設備、通学路の安全点検・安全対策の推進</p> <p>○保護者との円滑な連絡体制の維持</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	学校防災計画・危機管理マニュアルの定期的な見直し						
	防災備品の点検、整備						
	施設、設備、通学路の安全点検・安全対策の推進						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	学校教育課・教育総務課 子どもいきいき課			
基本方針	(2)	学校等における災害対策の強化					
基本施策	④	学校等再開に向けた体制強化					
施策概要	<p>○学校等が被災した場合、速やかに教育活動等が再開できるように、マニュアルに基づき、施設機能の状況確認及び機能喪失の場合は代替施設の検討などを迅速に行います。</p> <p>○被災状況に応じ被災地域で学校教育等を行うために必要となる、教職員の確保、教材、学用品等の調達などの早期の学校教育活動の再開に向けた体制の強化を図ります。</p> <p>○保育所や認定こども園等の保育施設においても、「業務継続計画」の策定を推進し、事業の早期復旧・再開が図られるよう体制を整備します。</p>						
取組項目	<p>○学校施設等応急対策体制の強化</p> <p>○応急的教育等実施体制の強化</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	 <p>「地震津波発生における学校施設応急対策実施マニュアル」等の点検と見直し</p>						
	 <p>「学校教育活動の再開に向けての計画」の点検と見直し</p>						

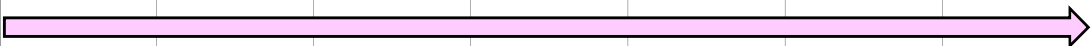
基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	災害対策本部各班・危機管理課			
基本方針	(3)	災害対策組織体制等の強化					
基本施策	①	災害対策本部の機能強化					
施策概要	<p>○災害発生時、またはその恐れがある場合に、災害応急対策を迅速に実施するため、平時より実践的な訓練等を通じて、確実な情報収集・分析、意思決定ができる体制を強化します。</p>						
取組項目	<p>○災害対策本部図上訓練・緊急初動訓練等の実施 ○円滑な支部の設置・運営体制の確保、訓練等の実施 ○班単位での体制整備と災害対応訓練等の実施 ○各班における各種応急支援マニュアルの管理(検証と見直し) ○市民等に災害情報を迅速・確実に伝達する体制強化 ○情報収集・分析機能の強化(災害情報システム導入検討)</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	災害対策本部、支部における実践的な訓練等の実施						
	災害対策本部各班における勉強会やシミュレーション訓練等の実施						
各種マニュアルの見直しと更新							
災害情報システム導入に向けた検討							

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	人事課・税務課・まちづくり課 危機管理課			
基本方針	(3)	災害対策組織体制等の強化					
基本施策	②	市職員の災害対応能力の向上					
施策概要	○発災時に適切な行動をとることができるよう、平時より実践的な研修等を通じて、市職員の役割認識の徹底を図り、危機管理意識・災害対応能力の向上に努めます。						
取組項目	○職員防災研修の実施・充実 ○フェーズフリー意識の向上、業務での実践 ○国等による防災専門研修の受講促進 ○防災士資格取得促進、住家被害認定調査員の養成						
主な取組 スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	実践的な職員防災研修の実施						
	フェーズフリー意識の向上、業務での実践						
	防災士資格取得促進						
	住家被害認定調査員の養成						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	総務課・財政課・デジタル戦略課 危機管理課			
基本方針	(3)	災害対策組織体制等の強化					
基本施策	③	行政機能の維持・強化					
施策概要	<p>○災害対応にあたる行政の人的・物的資源の確保、初動対応や応急対策の円滑な実施、業務継続など、行政機能の維持体制の強化を図ります。</p> <p>○さまざまな危機事象に対する予防、応急対策、復旧復興対策等の事業を推進する財源を確保するため、危機管理対策基金を創設・活用します。</p>						
取組項目	<p>○災害時の市職員の安全確保の徹底</p> <p>○BCPの検証・見直し</p> <p>○行政情報の喪失を防ぐ災害対策の強化</p> <p>○車両・燃料等の確保</p> <p>○危機管理対策基金の創設及び活用</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	<p>BCPの見直し</p>						
	<p>津波被害からの車両の退避策の検討・車両、燃料等の確保</p>						
	<p>危機管理対策基金の創設及び活用</p>						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	災害対策本部各班・危機管理課			
基本方針	(3)	災害対策組織体制等の強化					
基本施策	④	応援・支援体制の構築					
施策概要	<p>○大規模災害時において、国や県、他の自治体や関係機関から人的・物的な応援・支援を効率的、効果的に得ることができるよう、受援体制を整備します。</p> <p>○事業者等との連携の強化や協定締結をさらに進め、被災時の応援体制・協力体制の構築を図ります。</p>						
取組項目	<p>○国・県・他市町との連携強化、広域連携体制の構築</p> <p>○警察・自衛隊・日本赤十字社等との連携強化、応援協力体制構築</p> <p>○防災協力事業所の登録拡充、事業者等との協定締結の促進</p> <p>○ライフライン事業者との実践的なパートナーシップの形成</p> <p>○弁護士会・建築士会等との連携強化</p> <p>○地域住民組織や市民活動団体等との連携強化</p> <p>○受援体制の整備</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	<p>鳴門市災害時等協力事業者登録制度の周知啓発と登録事業者の拡充</p>						
	<p>事業者等との連携協定の締結による体制の強化</p>						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	秘書広報課・デジタル戦略課 危機管理課			
基本方針	(4)	市民との情報共有の推進					
基本施策	①	効果的な防災・災害情報の発信					
施策概要	<p>○市民一人ひとりに着実に防災・災害情報が伝わるよう、プッシュ型の情報発信を推進するとともに、紙媒体とSNSなどの多様なメディア媒体を組み合わせた効果的な情報発信を行います。</p> <p>○防災行政無線と連動し、災害情報等を伝達する戸別受信機を視覚・聴覚障がい者宅や要配慮者施設等への設置を推進します。</p> <p>○防災行政無線などの情報通信機器は、災害時に正常に機能するよう定期点検をはじめ、計画的な部品交換や修繕を行い、機能充実のための更新について検討します。</p>						
取組項目	<p>○LINE等を活用したプッシュ型の情報発信の推進</p> <p>○広報なると・テレビ広報・市公式ウェブサイト・X(旧Twitter)等による啓発促進</p> <p>○防災行政無線メール・鳴門市メール配信サービスの登録促進</p> <p>○防災行政無線戸別受信機設置の推進</p> <p>○防災行政無線の計画的なメンテナンスの実施</p> <p>○防災行政無線の機能充実・更新の検討</p> <p>○市民防災リーダー(防災士)と連携した情報発信</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	幅広い媒体を活用した情報発信の充実						
	防災行政無線戸別受信機の設置推進						
	防災行政無線の計画的なメンテナンスの実施						
	防災行政無線の機能充実・更新の検討						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	危機管理課			
基本方針	(5)	避難施設等の対策強化					
基本施策	①	避難施設の拡充					
施策概要	○災害時に避難者が安全・迅速に避難できる場所を確保するために、民間施設の活用など、新たな避難施設の確保に努めます。						
取組項目	○指定緊急避難場所・指定避難所の指定促進 ○民間施設等との連携による避難場所指定促進 ○津波避難ビルの確保						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	 新たな避難施設の確保						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	危機管理課			
基本方針	(5)	避難施設等の対策強化					
基本施策	②	避難施設の環境整備・機能強化					
施策概要	<p>○避難所の良好な生活環境の確保に向けて、備蓄物資や防災資機材の整備に努めます。</p> <p>○災害に強いといわれるGHP（ガスヒートポンプ）方式の空調設備を大規模避難所となる中学校屋内運動場に導入します。</p>						
取組項目	<p>○備蓄物資・防災資機材の整備</p> <p>○中学校屋内運動場へのGHP空調設備の整備</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	<p>備蓄物資、防災資機材の整備とローリングストックの実施</p>						
<p>GHP空調設備の整備（中学校屋内運動場）</p>							

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	健康福祉班・危機管理課			
基本方針	(5)	避難施設等の対策強化					
基本施策	③	福祉避難所の設置・運営体制の強化					
施策概要	<p>○災害時において、要配慮者がスムーズに避難ができるよう福祉避難所の拡充を図ります。</p> <p>○施設管理者と情報共有を図り、「福祉避難所の設置運営マニュアル」に基づき、開設から運営までのシミュレーション等を通じて福祉避難所の運営体制の整備・強化に努めます。</p> <p>○施設の所在地や避難経路、利用対象者の範囲など情報の周知徹底を図るほか、各福祉避難所に必要な備蓄物資等を配備します。</p>						
取組項目	<p>○福祉避難所の指定促進</p> <p>○開設・運営に携わる関係者との連携強化</p> <p>○福祉避難所における開設・運営訓練の実施</p> <p>○備蓄物資・資器材の整備</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	福祉避難所の指定促進						
	福祉避難所指定事業者との定期的な意見交換等による連携強化						
	福祉避難所開設、運営などの実践的な訓練の実施						
	福祉避難所への備蓄物資、資器材の整備						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	企業班（水道事業課）・経済班・市民生活班・危機管理課			
基本方針	(6)	災害発生後の生活支援の強化					
基本施策	①	応急支援活動体制の強化					
施策概要	○大規模災害に備え、飲料水・食糧・生活必需品等の支援物資を円滑に供給できるよう、各マニュアルに基づく支援体制や活動内容の確認に努めるとともに、必要な災害時応援協定の締結をさらに進めるなど体制の強化を図ります。						
取組項目	○応急給水・復旧体制の強化 ○食糧供給体制・炊出実施体制の強化 ○生活必需品供給体制の強化 ○支援物資の受入及び物資輸送体制の強化						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	各体制における課題の抽出とシミュレーション訓練等の実施						
	応援協定の締結促進と協定に基づく連携の強化						
	各マニュアル等の見直し						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	健康増進課・環境政策課			
基本方針	(6)	災害発生後の生活支援の強化					
基本施策	②	保健衛生・防疫体制の強化					
施策概要	<p>○被災時の生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者（在宅含む）の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるよう支援する保健衛生体制を強化します。</p> <p>○被災者の病原体に対する抵抗力の低下を防ぎ、感染症（伝染病）の発生・流行の予防に努め、それらを媒介する有害生物の駆除及び人の生活を害さない程度にまで制御するなどの防疫対策を行うための体制を強化します。</p>						
取組項目	<p>○保健所・医療関係機関等との連携強化</p> <p>○必要となる薬剤及び資器材等の確保</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	保健衛生、防疫対策に係る関係機関等との連携強化						
	被災時の生活における健康上の注意啓発や疾患のある方の発災時への備え等の周知						
	薬剤や資器材等の確保						

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	被災者支援に携わる全所属課			
基本方針	(6)	災害発生後の生活支援の強化					
基本施策	③	被災者生活相談体制の強化					
施策概要	<p>○大規模災害時には、多数の被災者が生活基盤の喪失等により生活に困窮するため、被災者の不安を軽減し、生活再建・事業再建を迅速かつ円滑に実施できるよう、被災者生活相談窓口の開設に向け、支援等に関する各種制度を整理するとともに、被災者への効果的・効率的な相談・支援体制を強化します。</p> <p>【参考】被災者相談支援の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の特有の問題を知りたい（罹災証明、応急危険度判定、健康保険証等の紛失） ・お金の支援制度（給付・貸付） ・住宅の修理・再建の支援制度 ・仮設住宅・公営住宅 ・個人が抱えるローンの悩み ・子ども・教育の支援制度 ・雇用・事業の支援制度 ・税金・保険料などの減免制度 など 						
取組項目	<p>○被災者支援に関する研修・訓練の実施</p> <p>○各種支援制度の整理と職員の相談援助技術の向上</p> <p>○被災者支援システムの効率的な運用</p> <p>○支援関係機関、土業団体、NPO等との連携強化</p> <p>○災害時に発生する消費者トラブルの防止</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	<p>各種支援制度の整理、被災者支援に関する研修及び訓練の実施</p>						
<p>災害ケースマネジメントに関する研修等への参加促進・人材育成</p>							

基本目標	Ⅲ	災害に強いまちをつくる《公助》	関係課	まちづくり課・危機管理課			
基本方針	(6)	災害発生後の生活支援の強化					
基本施策	④	すまいの円滑な確保のための体制強化					
施策概要	<p>○応急仮設住宅は、災害により住居を喪失した市民等のため、災害後20日以内に市が用地を選定し、県が建設することから、県との連携により応急仮設住宅建設候補地リストを定期的に見直し、早期に仮設住宅の提供ができるように体制を強化します。</p> <p>○民間賃貸住宅等の借上げによる被災者用住宅の提供に備え、県と連携しながら利用可能な物件の把握に努めます。</p>						
取組項目	<p>○応急仮設住宅建設候補地の確認や選定、見直し</p> <p>○被災者用住宅として利用可能な物件の把握</p> <p>○被災した住宅の応急修理制度の確認とシミュレーション等の実施</p>						
主な取組スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	<p>徳島県との連携強化による応急仮設住宅建設候補地の情報共有</p>						
	<p>被災者用住宅として利用可能な物件の把握</p>						

3. 市災害対策本部各班の取組方針

災害時には、本部事務局をはじめ企画総務班、健康福祉班、環境衛生班、経済班、建設班、企業班、教育班、消防班、市民生活班は「鳴門市地域防災計画」に定める事務を遂行するほか、他班の行う事項について応援を行います。

南海トラフ地震等の大規模災害に対応するため、班ごとに取組方針を掲げ、防災・減災対策を着実に進めます。

≪災害対策本部組織図≫



企画総務班

総務課、人事課、税務課、秘書広報課、デジタル戦略課、戦略企画課
財政課、特定事業推進課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局
監査委員事務局

班の主な役割

～本部事務局～

災害対策の全般事項の企画・調整

災害対策本部の設置・配備態勢及び災害対策本部会議の実施の検討

国、県、防災関係機関等との連絡、調整、報告

各種情報の分析及び各班への指示

被災状況のとりまとめ

市民等に対する災害広報及び報道機関に対する発表

災害対策本部会議の運営

各班間の事務の調整

～企画総務班～

災害対策諸経費の調査及び予算措置

動員連絡、労務供給調整及び予算措置

災害対策用車輛の確保

庁舎の被害状況調査及び復旧

交通機関等の連絡調整

義援金の取扱

その他、他の班に属さない事務

班の取組方針

◎地震・津波災害の発生直後の混乱した状況にある災害初動期から、諸活動を迅速・的確に行うため、職員の動員や労務供給、庁舎のライフラインの復旧をはじめ、個々の活動内容における全体手順を整理の上、状況変化に合わせて適宜、更新します。

◎平時からの活動として、防災・減災対策や被災後の再建に取り組めるよう行財政改革を推進し、財政基盤の強化を図ります。また、広報啓発においては、「フェーズフリー」の概念のもと、家庭でできる具体的な備えを様々な媒体により継続的に情報発信し、市民のさらなる防災意識の高揚等を図ります。

◎新たに公用車や燃料の確保、市西部における防災拠点として（仮称）大麻町総合防災センターの整備等を図ります。

健康福祉班	保険課、健康増進課、長寿介護課、人権推進課 社会福祉課、子どもいきいき課
班の主な役割	要配慮者の救護 災害時における保健所との連絡調整 医師会救護派遣要請及び医薬材料の調達 保育園児の避難誘導及び安全確保 日赤救護班の調整等 福祉避難所の開設及び収容 災害ボランティアセンターとの連絡調整
班の取組方針	<p>◎発災時、所管施設・事業所利用者の安全確保・帰宅支援等の対応を取りつつ、災害初動期から、医師会・医療機関等と連携を図り、被害状況に応じた医療救護活動を開始します。</p> <p>◎発災後の各フェーズに応じて、福祉避難所の設置、ボランティアセンターの開設・運営、避難者等の健康管理などの対応を実施します。</p> <p>◎平時においては、避難行動要支援者への支援体制整備に加え、乳幼児から妊産婦、障がい者、高齢者等、多様な要配慮者を想定した各種啓発、訓練等を行います。</p> <p>◎各種マニュアル等の策定・総点検、避難行動要支援者の避難支援体制の整備、災害ボランティアセンターの体制整備について、重点的に取り組みます。</p>

環境衛生班	環境政策課、クリーンセンター管理課、クリーンセンター廃棄物対策課
班の主な役割	<p data-bbox="459 486 746 517">被災地の衛生状況調査</p> <p data-bbox="459 562 746 593">被災地の環境衛生指導</p> <p data-bbox="459 638 576 669">公害対策</p> <p data-bbox="459 723 1023 754">ごみ処理施設及びし尿処理施設等の応急復旧</p> <p data-bbox="459 799 1394 869">災害時被災地域のごみ回収・処理及びし尿の収集・処理並びに災害廃棄物の処理</p> <p data-bbox="459 887 715 918">火葬施設の応急復旧</p> <p data-bbox="459 963 635 994">死体の埋火葬</p>
班の取組方針	<p data-bbox="459 1099 1374 1283">◎災害時に発生する廃棄物の処理には、分別、選別、再生利用などの適正な処理とともに、衛生や環境面から迅速な対応が必要であることから、災害時応援協定を締結している事業者等との連携強化等の平時の備えや災害廃棄物処理計画の見直しなど災害時の廃棄物の処理体制の強化について、重点的に取り組めます。</p> <p data-bbox="459 1328 1374 1473">◎大規模災害時における遺体の適切な取り扱いや埋火葬等の円滑な実施には、広域的な対応を視野に県や検視等を行う警察等の関係機関等との連携が必要となるため、遺体の安置や埋火葬体制の連携強化に取り組めます。</p>

<p>経済班</p>	<p>商工政策課、観光振興課、農林水産課</p>
<p>班の主な役割</p>	<p>被災者に対する食料の確保、配分</p> <p>被災者への炊き出しの調整</p> <p>炊き出し用の資機材の調達</p> <p>農業用公共施設の災害予防と応急対策</p> <p>土地改良区等関係機関との連絡</p> <p>樋門、排水機場の運転管理並びに応急対策及び復旧</p> <p>被災商工業者の被害調査</p> <p>被災商工業者に対する災害資金等</p>
<p>班の取組方針</p>	<p>◎自然災害への事前対策（防災・減災対策）として、災害時応援協定・食糧応急供給マニュアル等に基づいた被災者に対する食糧の確保・配分に関する情報の整理・集約を行います。</p> <p>◎商工業者の事業継続計画（BCP）や、事業継続力強化計画について商工団体と連携して周知啓発等を実施します。</p> <p>◎観光案内所等を利用する外国人観光客に対し、災害時に利用できる情報が掲載されたカードを配布し、災害時における事前対策について周知啓発を行います。</p> <p>◎農業用公共施設の災害予防を実施するとともに、津波災害発生時において、重要な役割を担う樋門・排水機場の運転管理を適切に実施するとともに計画的に整備します。また、災害時にはこれらの応急対策及び復旧に取り組みます。</p>

建設班	まちづくり課、土木課、下水道課、公園緑地課
班の主な役割	<p>市営住宅の応急修理</p> <hr/> <p>公園施設の応急修理</p> <hr/> <p>被害箇所の応急復旧及び障害物の除去</p> <hr/> <p>工作資材の発注及び確保</p> <hr/> <p>水防法に基づく市水防計画による水防本部設置に係る業務</p> <hr/> <p>被災建築物の応急危険度判定</p>
班の取組方針	<p>◎死傷者の発生を未然に防ぐために、市民等の防災意識の向上を図るとともに、生命・財産等を守るための木造住宅耐震化・老朽危険空家除却等の支援事業を推進します。</p> <p>◎災害時に支援活動や生活再建等に影響がでないよう道路等や津波災害時等に重要なポンプ等の計画的なインフラ整備を推進します。</p> <p>◎大地震等の災害時には、道路等の被害や空き家の倒壊などにより、避難路が通行できなくなることなどが想定され、早期に支援活動や生活再建等を進められるよう道路や下水道等の復旧を推進します。</p> <p>◎被災建築物等の余震等による倒壊、部材等の落下等から生ずる二次被害を防止するため、県や建築士会と連携して速やかに応急危険度判定を実施するとともに、住家に被害があった市民等の安定的な生活が図られるよう住宅等の確保に取り組みます。</p>

企業班	水道企画課、水道事業課、ポートルース企画課、ポートルース事業課
班の主な役割	水道施設の応急復旧 飲料水の検査、防疫及び供給 水道給水確保 ポートルース施設及び設備の応急復旧 ポートルース来場者の避難誘導等、安全確保
班の取組方針	◎災害に強い浄水場を構築するため、北島町と連携して共同浄水場の整備を推進します。 ◎老朽化や耐震化のできていない管路等の更新を計画的に進めるとともに、被災時に応急給水の確保や速やかな復旧作業を行うことができる体制づくりに努めます。 ◎ポートルース鳴門において、開催時の被災に備え、避難訓練等の実施や食料の備蓄を行い、来場者等の安全確保に努めます。 ◎UZUホール等による「フェーズフリー」の広報・啓発に努めます。

教育班	教育総務課、学校教育課、総合教育人權課
班の主な役割	<p>学校（園）施設その他教育機関施設の防災及び整備、復旧</p> <p>児童生徒の避難誘導等、安全確保</p> <p>被災児童生徒の応急教育及び学用品の給与等</p> <p>学校給食の災害対策</p> <p>社会教育団体等に対する協力要請</p> <p>避難所開設及び運営への協力</p> <p>避難者への炊き出しの協力</p>
班の取組方針	<p>◎「防災教育の充実と地域連携による子どもの命を守る学校・幼稚園づくり」を基本概念に、子どもたちが災害についての正しい知識と的確な判断力を身に付けることのできる防災教育を推進します。</p> <p>◎学校と家庭・地域が協働して防災対策に取り組めるよう、地域における防災学習も推進するなど、『事前に備える力』『そのとき命を守る力』『事後に立て直す力』の3つの力を育みます。</p> <p>◎学校施設及びその他社会教育施設は、災害時に避難所としての機能を果たせるように平常時から適切な維持管理に努め、安全対策や老朽化対策等を行います。</p>

消防班	消防総務課、予防課、警防課、消防署
班の主な役割	避難命令等 消防団の出動調整 災害の予防警戒防止 消防団の指揮命令 災害警戒、防禦 避難者の救出及び救急活動 避難者の誘導
班の取組方針	<p>◎大規模災害等に備え、消防車両や資機材の整備・更新などを進めるとともに、地域防災の要である消防分団の充実に努めるなど、消防力の強化を図ります。</p> <p>◎南海トラフ地震等による被害を最小限に抑えるため、自助・共助・公助が一体となり避難誘導から救出までの体制整備を図るとともに、高度な専門技術を持つ救急救命士の養成にも努めるなど、救急救助体制の充実に努めます。</p> <p>◎各事業所等においても災害時に、防災リーダーとなれる人材を、訓練を通じて育成していきます。</p>

市民生活班 市民協働推進課、市民課、スポーツ課、文化交流推進課

班の主な役割 避難所の開設及び収容

避難所の世話、防疫及び物資の配給

災害援助物資の配分、輸送

災害救助用衣料並びに寝具及び生活必需品の確保配給

社会体育関係団体等に対する協力要請

文化財の災害対策

【支部業務】

本部と支部との連絡調整

支部内の被害状況等の調査報告

班の取組方針

◎発災時に地域の自主防災会等が主体となって円滑に避難所の開設が行えるように、各支部員が避難所開設・運営の手順等を的確に把握し連携します。

◎避難所運営時には、支部員を通じて、避難所の状況やニーズを的確に把握するとともに、自主防災会等と連携して市からの各種情報等を円滑に提供できる体制を構築します。

◎災害援助物資等の配分・輸送の対応が確実に遂行できるよう、班内の連携強化をはじめ、関係班や関係機関等とも連携し、必要な援助物資等を在宅を含む被災者に効率的に供給できる体制を構築します。

おわりに

日本は世界でも有数の地震多発地帯であり、世界で発生しているマグニチュード6以上の地震の約2割が日本周辺で発生しています。

近年では、東日本大震災をはじめ、熊本地震、能登半島地震など大規模地震が発生し、多くの被害をもたらしており、南海トラフ沿いにおいても、大規模地震発生の切迫性が指摘されているところであり、いつ地震が起きても不思議ではない状況にあります。また、地震発生後、時間差で巨大地震が起こるおそれもあり、広範囲に甚大な被害が予想されています。

本市では、こうした南海トラフ地震に対応するため、本計画を策定し、「自助」「共助(近助)」「公助」に基づき、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

しかしながら、大規模災害発生時には、職員自身や庁舎の被災、ライフライン機能の停止、情報の錯綜といった著しく行政機能の低下する過酷な状況下において、通常業務の範囲や量を超えて新たな災害応急対策や被災者支援等の業務を行うこととなり、被害規模が大きければ大きいほど、本市単独での対応は一層困難となります。(公助の限界)

現在では、災害発生直後から、被災地外の自治体等により、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づき、職員の派遣や物資の提供等の支援が行われるとともに、民間事業者やNPO団体、ボランティア等による支援も多く行われており、被災により行政機能が低下する混乱期には、躊躇なく応援の要請を行い、外部からの支援を最大限活用して、効果的な災害応急対策と迅速かつ円滑な被災者支援等の実現を目指す必要があります。

このことから、大規模災害時の被害を少なくするとともに、早期に被災した市民の生活再建等を図るには、今後、民間事業者やNPO団体、ボランティア等が持つ知識・ノウハウの活用に加え、地域コミュニティが持つ「自助」「共助」による「ソフトパワー」に委ねなければならない場面も多く想定されるため、市民・事業者等との「顔の見える関係」による連携強化を図りながら、職員一丸となって本計画に定めた取組を推進し、市全体の防災力の向上を目指します。

資料編

1. 東日本大震災以降の地震（震度5強以上）の状況

発生年月日	震央地名・地震名	M (マグニチュード)	最大震度	津波
平成23年(2011年) 3月11日	三陸沖	9	7	9.3m以上
平成23年(2011年) 3月12日	長野県・新潟県県境付近	6.7	6強	
平成23年(2011年) 3月15日	静岡県東部	6.4	6強	
平成23年(2011年) 4月 1日	秋田県内陸北部	5	5強	
平成23年(2011年) 4月 7日	宮城県沖	7.2	6強	
平成23年(2011年) 4月11日	福島県浜通り	7	6弱	
平成23年(2011年) 4月12日	福島県中通り	6.4	6弱	
平成23年(2011年) 4月16日	茨城県南部	5.9	5強	
平成23年(2011年) 6月30日	長野県中部	5.4	5強	
平成23年(2011年) 7月31日	福島県沖	6.5	5強	
平成23年(2011年)11月20日	茨城県北部	5.3	5強	
平成24年(2012年)3月14日	千葉県東方沖	6.1	5強	
平成24年(2012年)8月30日	宮城県沖	5.6	5強	
平成25年(2013年)2月 2日	十勝地方南部	6.5	5強	
平成25年(2013年)4月13日	淡路島付近	6.3	6弱	
平成25年(2013年)4月17日	三宅島近海	6.2	5強	
平成25年(2013年)8月 4日	宮城県沖	6	5強	
平成25年(2013年)9月20日	福島県浜通り	5.9	5強	
平成26年(2014年)3月14日	伊予灘	6.2	5強	
平成26年(2014年)11月22日	長野県北部	6.7	6弱	
平成27年(2015年)5月30日	小笠原諸島西方沖	8.1	5強	
平成27年(2015年)7月13日	大分県南部	5.7	5強	
平成28年(2016年)4月14日	熊本県熊本地方など	7.3	7	
平成28年(2016年)6月16日	内浦湾	5.3	6弱	
平成28年(2016年)10月21日	鳥取県中部	6.6	6弱	
平成28年(2016年)12月28日	茨城県北部	6.3	6弱	
平成29年(2017年)6月25日	長野県南部	5.6	5強	
平成29年(2017年)7月11日	鹿児島湾	5.3	5強	
平成30年(2018年)4月9日	島根県西部	6.1	5強	
平成30年(2018年)6月18日	大阪府北部	6.1	6弱	
平成30年(2018年)9月6日	胆振地方中東部	6.7	7	
平成31年(2019年)1月3日	熊本県熊本地方	5.1	6弱	
平成31年(2019年)2月21日	胆振地方中東部	5.8	6弱	

発生年月日	震央地名・地震名	M (マグニチュード)	最大震度	津波
令和元年(2019年)6月18日	山形県沖	6.7	6強	11cm
令和2年(2020年)3月13日	石川県能登地方	5.5	5強	
令和3年(2021年)2月13日	福島県沖	7.3	6強	
令和3年(2021年)3月20日	宮城県沖	6.9	5強	
令和3年(2021年)5月1日	宮城県沖	6.8	5強	
令和3年(2021年)10月6日	岩手県沖	5.9	5強	
令和3年(2021年)10月7日	千葉県北西部	5.9	5強	
令和4年(2022年)1月22日	日向灘	6.6	5強	
令和4年(2022年)3月16日	福島県沖	7.4	6強	20cm
令和4年(2022年)6月19日	石川県能登地方	5.4	6弱	
令和4年(2022年)6月20日	石川県能登地方	5	5強	
令和4年(2022年)11月9日	茨城県南部	4.9	5強	
令和5年(2023年)5月5日	石川県能登地方	6.5	6強	
令和5年(2023年)5月5日	石川県能登地方	5.9	5強	
令和5年(2023年)5月11日	千葉県南部	5.2	5強	
令和6年(2024年)1月1日	石川県能登地方	7.6	7	調査中

2. 災害時応援協定の締結状況 (令和5年12月現在 防災部局締結分)

(協定数) 国関係3、地方自治体7、その他 39、福祉避難所 19 合計68

1. 国(3件)

	協定名 ()は協定締結先の数)	協定の内容	締結年月日	協定相手
1	徳島河川国道事務所と鳴門市の河川情報の提供に関する協定	国土交通省が管理する河川情報等の市への提供 及び市が収集する防災情報の国土交通省への配信	H18.8.4	徳島河川国道事務所
2	災害時における情報交換及び支援に関する協定	災害発生時、又は発生する恐れがある場合において、情報交換及び支援を行う	H23.11.1	四国地方整備局
3	災害における情報発信に関する協定	災害発生時にGPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報提供	H27.3.31	四国地方整備局

2. 地方自治体(7件)

	協定名 ()は協定締結先の数)	協定の内容	締結年月日	協定相手
1	徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定(7)	徳島県内8市が相互に協力して被災協定市に対し、物資・労力等の応援を行う	H24.10.5	徳島県内7市
2	徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村局に係る協定	徳島県が市に設置する防災行政無線に係る設置運用、維持管理費及び経費の負担	H18.4.1	徳島県
3	大規模災害時の相互応援に関する協定(16)	競艇開催17市間の資機材、物資、職員派遣等の応援	H19.4.2	競艇開催16市
4	板野郡5町並びに鳴門市相互間の災害時応援協定書(5)	物資・労力等の応援を行う	H25.1.30	板野郡5町
5	鳴門市及び境港市の災害時相互応援協定書	鳴門市または境港市の行政区域において災害が発生した場合に、被災した市が応急対策及び復旧活動を円滑に実施できるよう定めた協定	H25.2.14	境港市
6	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定(24)	物資・労力等の応援を行うことについて定めた協定	H25.4.5	徳島県及び県内23市町村
7	ポートレース鳴門に関連する災害等の協力に関する協定書(3)	物資、労力等の応援を行う	R4.4.5	松茂町、北島町、板野町

3. その他の団体(39件)

	協定名 (()は協定締結先の数)	協定の内容	締結年月日	協定相手
1	総合的防災対策等に係る相互協力に関する覚書	防災対策調査、研究、市民への 防災啓発活動について、相互に連携協力する	H17.2.15	徳島大学環境防災センター
2	クレーン車の応援協定(5)	災害時の消防活動に係るクレーン車の出動	H1.12.4	市内クレーン取扱い業者5社
3	災害時における救援物資提供に関する協定	地域貢献型自動販売機の設置(教育委員会棟玄関)及び災害発生時における物資の提供	H18.1.30	四国コカ・コーラボトリング(株)
4	災害時等における燃料供給に関する協定	応急対策等に必要燃料の供給確保	H18.8.21	徳島県石油商業組合鳴門支部
5	災害時における救援物資提供に関する協定(2)	地域貢献型自動販売機の設置(競艇駐車場)及び災害発生時における物資の提供	H18.9.1	四国コカ・コーラボトリング(株)及び市身体障害者連合会
6	災害時における水道の応急復旧に関する協定	水道の応急活動への協力	H20.4.16	鳴門市水道指定業者協同組合
7	災害時における協力に関する協定	災害応急対策への協力	H24.7.27	フレッセ鳴門支部
8	災害時における協力に関する協定	災害応急対策への協力	H24.7.27	フレッセ大麻支部
9	災害時における協力に関する協定	食料等物資の提供、市民の安全確保等への協力	H24.10.2	(株)大塚製薬工場
10	災害に係る情報発信に関する協定	情報提供への協力	H25.1.22	ヤフー(株)
11	災害時の協力に関する協定	備蓄用飲料水の無償提供、災害発生時における各種物資の調達協力	H25.1.29	あきんど会
12	災害・事故等の医療救護に関する協定書	医療救護活動	H25.2.1	鳴門市医師会
13	災害時の協力に関する協定書	災害応急対策への協力	H25.2.7	鳴門建設業協会
14	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定	市有施設等の電気設備の応急復旧等への協力	H25.5.30	徳島県電気工事業工業組合
15	災害時の協力に関する協定書	大規模停電発生時、電力の復旧を図る	H25.6.24	四国電力(株)
16	災害時の協力に関する協定書	LPガスの優先供給及び運搬への協力	H25.12.16	(一社)徳島県エルピーガス協会 鳴門地区会
17	災害時の協力に関する協定書	物資の優先供給への協力	H25.12.17	ダイキ(株)
18	災害時の協力に関する協定書	地図製品等の供給等	H26.12.2	(株)ゼンリン
19	災害時の協力に関する協定書	被災建築物応急危険度判定の協力	H26.12.26	公益社団法人徳島県建築士会鳴門地域会
20	災害時の協力に関する協定書	物資提供等の協力	H27.3.31	王子コンテナ(株)徳島工場
21	災害時の協力に関する協定書(14)	鳴門市と鳴門市内等郵便局の協力	H27.7.13	鳴門市内等14郵便局
22	災害時の協力に関する協定書	福祉用具等物資の供給	H27.11.13	(一社)日本福祉用具供給協会
23	災害時の協力に関する協定書	防災に関する包括的連携協定、防災に関する包括的連携協定書実施事項(災害等における緊急放送)	H27.12.1	(株)テレビ鳴門
24	災害時の協力に関する協定書	物資提供等	H28.11.9	(株)ハローズ
25	災害時の協力に関する協定書	物資等の輸送への協力	H28.11.24	赤帽徳島県軽自動車運送協同組合
26	災害時の協力に関する協定書	相談業務の支援	H30.1.10	徳島県弁護士会
27	災害時の協力に関する協定書	ダスキレントオール徳島支社の有する物資の提供	H30.2.13	アールシー企画(株)
28	災害時の協力に関する協定書	医薬品や物資の提供等	H30.11.13	(株)コスモス薬品
29	災害時の協力に関する協定書	災害救助犬の出動	H30.12.18	一般社団法人ジャパンケネルクラブ
30	災害時の協力に関する協定書	広告付防災標識看板	R1.10.1	(株)アクセス徳島、(株)井内
31	災害時の協力に関する協定書	外部給電可能な車両の提供	R2.9.1	徳島トヨタ(株)
32	災害時の協力に関する協定書	炊き出し等の支援	R2.11.11	(株)東洋食品
33	災害時の協力に関する協定書	無人航空機(ドローン)を活用した支援活動	R4.2.4	有限会社ファイブセキュリティシステム
34	災害時の協力に関する協定書	建設機械等の提供及びその運転士の派遣	R4.2.7	松村重機建設(株)
35	鳴門市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書	ボランティアセンターの設置運営の役割、費用分担をあらかじめ定める協定書	R4.5.23	鳴門市社会福祉協議会
36	災害時における入浴施設等の提供に関する協定書	温浴施設、飲食サービス、温泉水の提供	R4.8.30	ノヴィルホールディングス(株)
37	災害時におけるクレーンの提供及びその運転者の派遣に関する協定書	クレーン等の重機と運転者の派遣	R4.11.11	徳島県クレーン協同組合
38	災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書	簡易トイレ、照明機器等レンタル機材の提供	R5.1.17	喜多機械産業(株)
39	災害時のキッチンカーによる炊出実施等に関する協定	キッチンカーによる炊出しや食材の調理等	R5.8.31	徳島県キッチンカー協会

福祉避難所に関する協定(19施設)

	協定名 ()は協定締結先の数)	協定の内容	締結年月日	協定相手
1	福祉避難所に関する協定	管理施設の一部を福祉避難所に使用することに関する協定	H24.11.20	養護老人ホーム鳴愛荘
2	福祉避難所に関する協定	同上	H25.8.9	特別養護老人ホームおおあさ苑
3	福祉避難所に関する協定	同上	H25.8.30	介護老人福祉施設おおつ苑
4	福祉避難所に関する協定	同上	H26.3.24	養護老人ホーム鳴優荘
5	福祉避難所に関する協定(2)	同上	H26.3.28	サービス付き高齢者向け住宅ほほえみ
6	福祉避難所に関する協定	同上	H27.3.16	特別養護老人ホーム春潮苑
7	福祉避難所に関する協定	同上	H27.10.30	徳島県立鳴門渦潮高等学校大津キャンパス (介護実習室、生徒宿泊室)
8	福祉避難所に関する協定	同上	H29.1.31	徳島学院
9	福祉避難所に関する協定	同上	H31.4.1	ホテルリッジ
10	福祉避難所に関する協定	同上	R1.11.1	草の実学園
11	福祉避難所に関する協定	同上	R1.11.1	Bande桜
12	福祉避難所に関する協定	同上	R2.1.23	アオアヲナルトリゾート
13	福祉避難所に関する協定	同上	R2.2.4	介護老人保健施設大鳴門シルバーハイツ
14	福祉避難所に関する協定	同上	R2.2.4	自立訓練(生活訓練)・宿泊型 自立訓練事業所なぎさ
15	福祉避難所に関する協定	同上	R2.2.23	リゾートホテルモアナコースト
16	福祉避難所に関する協定	同上	R3.4.1	ホテル・ファーストシーズン
17	福祉避難所に関する協定	同上	R3.4.1	ビジネスホテルNEXELα 鳴門
18	福祉避難所に関する協定	同上	R4.9.1	地域密着型介護老人福祉施設 おおあさ杜樹の音
19	福祉避難所に関する協定	同上	R4.9.26	特別養護老人ホーム鳴光荘

3. 本市における南海トラフ地震発生による被害想定

徳島県津波浸水想定(平成 24 年 10 月 31 日公表)

鳴門市沿岸域の最大津波高及び最大津波到達時間

場所	最大津波高 (m)	最大津波到達時間 (分)
粟田漁港	2.7	72
櫛木漁港	2.7	—
八木の鼻	5.5	—
岡崎海水浴場	7.1	—
里浦海岸	6	64

津波影響開始時間

場所	津波高 (m)	津波影響開始時間 (分)
粟田漁港	0.2	61
里浦海岸	-0.2	19

津波到達時間

場所	津波高 (cm)	津波到達時間 (分)
里浦海岸	20	48

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次公表分)(平成 25 年 7 月 31 日公表)より

徳島県内の死者数

発生時刻	揺れ	急傾斜	津波	火災	ブロック塀 自動販売機転倒 屋外落下物	合計 (単位:人)
冬深夜	3,900	30	26,900	470	0	31,300
夏12時	2,400	20	21,800	570	10	24,800
冬18時	2,800	20	20,900	920	30	24,700

徳島県内の建物全壊棟数

発生時刻	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計 (単位:棟)
冬深夜	60,900	540	360	42,300	5,500	109,600
夏 12時					9,300	113,400
冬18時					12,300	116,400

鳴門市内の死者数

※は若干数を示す。 端数処理をしているため合計が合わない場合がある。

発生時刻	揺れ	急傾斜	津波	火災	ブロック塀 自動販売機転倒 屋外落下物	合計 (単位:人)
冬深夜	190	※	2,500	※	0	2,700
夏 12時	110	※	2,100	※	※	2,200
冬18時	140	※	2,100	10	※	2,200

鳴門市内の建物全壊棟数

端数処理をしているため合計が合わない場合がある(※鳴門市 建物 総棟数:23,515棟)

発生時刻	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計 (単位:棟)
冬深夜	2,900	60	30	8,600	80	11,600
夏 12時					230	11,800
冬18時					350	11,900

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第二次公表分)(平成25年11月25日公表)より

想定避難者数(冬18時発生)

端数処理をしているため合計が合わない場合がある。(単位:人)

	人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
県全体	785,491	202,200	108,400	310,600	226,500	136,100	362,600	102,500	239,200	341,700
鳴門市	61,513	20,000	10,100	30,200	21,500	10,600	32,100	9,400	21,800	31,200

【参考】津波一時避難者数(冬深夜発生)(単位:人)

	人口	一時避難者
県全体	785,491	359,800
鳴門市	61,513	50,000

帰宅困難者 想定人数

	帰宅困難者数
県全体	40,600 ~ 50,400
鳴門市	2,800 ~ 3,800

入院需要 想定人数(冬18時発生)

数値は、端数処理をしているため合計が合わない場合がある。(単位:人)

	入院需要(単位:人)			
	重傷者数	死者の1割	要転院患者数	合計
県全体	4,700	2,500	2,100	9,300
鳴門市	220	220	140	590

災害廃棄物等 想定発生量(冬18時発生)

	重量換算(万トン)			体積換算(万m ³)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
県全体	1,000	550~1,200	1,600~2,200	1,700	500~810	2,200~2,500
鳴門市	123	97~276	220~399	215	88~141	303~356

必要応急仮設住宅戸数(冬18時発生)

	全戸数	必要応急仮設住宅戸数
県全体	302,100	70,200
鳴門市	23,000	6,400

4. 用語解説 (50音順)

[あ行]

- ・一部割れ
南海トラフの想定震源域のうち、狭い領域のみが破壊され、被害が出ている地域は南海トラフ全体と比較すると限られた範囲の地震
- ・医療救護所
災害時に応急手当を中心とした医療救護活動を行う場
- ・雨水排水路
地域の雨水・生活排水等排除のための施設
- ・SDGs
2030年までに地球上の「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17の目標・169のターゲットから構成されている
- ・X(旧ツイッター)
個々のユーザーが「つぶやき」と称される140文字を上限とする短文を投稿し合い、閲覧できるウェブサービス
- ・応急危険度判定
地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊や落下・転倒危険物等の危険度を判定して、その結果を表示する制度
- ・応急対策活動
災害時または災害の発生が差し迫ったとき、緊急に被害の発生を防ぎ、それを最小限にとどめるための種々の応急活動

[か行]

- ・海溝型(地震)
海のプレートが大陸のプレートの下に沈みこむと、大陸のプレートは引きずりこまれ、ひずみが生じそのひずみが限界に達すると、大陸のプレートがはね上がり地震となる
- ・家具転倒防止器具
震災時の家具の転倒等による人的被害の軽減を図ることを目的として、家具等とその接地面に対して設置されるL字金具等の固定器具
- ・GHP(ガスヒートポンプ)
室外機の圧縮機をガスエンジンで駆動し、ヒートポンプ運転によって冷暖房を行う空調システム
- ・仮設住宅
災害により住宅が全壊するなどの被害を受け、自力で住居を確保できない被災者に対し、建設して一時的に供与する簡単な住宅。災害救助法に基づく被災者支援策の一つとして都道府県が建設する。原則、災害発生日から20日以内に着工され供与期間は2年以内

・学校防災計画

防災管理についての必要な事項を定め、地震・津波、火災、風水害等の災害の予防を図り、災害発生時の児童生徒等並びに教職員の生命・身体の安全を確保し、また被災した地域社会の安全形成を支援し、早期の学校教育活動の再開に向かうことを目的とした計画

・学校防災推進会議

学校・幼稚園の防災力と防災教育の向上のための取組を進めるために、教育委員会・校園長で構成する組織

・感染症

ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖して症状がでる病気

・危機管理対策基金

地震津波等の自然災害や、緊急対象事態などの様々な危機事象への総合的な対策を講じるための事業の財源を確保するための基金

・帰宅困難者

勤務先や外出先等で、地震や津波等の災害に遭遇し自宅への帰還が困難になった者

・救急救命士

急病やけが人が発生した場所から医療機関に搬送するまでの間に、傷病者を観察し必要な処置を施す者

・共助

地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと

・近助

家族、隣人、向こう三軒両隣など、顔の見える近くにいる人が見守り、近隣の人たちが助け合うこと

・減災

災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとするもの

・広域火葬

大規模災害により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合において、被災地の周辺の火葬場を活用して広域的に火葬を行うもの

・高機能消防指令センター

火災・救急等の災害通報の受信から、災害地点の特定、出動隊の編成及び指令、支援情報の提供、関係機関への連絡等を一元的に処理する機能を持った消防機関

・公助

市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助

- ・個別施設計画
「鳴門市公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえ、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画
- ・戸別受信機
防災行政無線等の構成機器のひとつであり、防災拠点、要配慮者宅等の屋内で防災行政無線等の音声を聞くことができる受信機
- ・個別避難計画
避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、あらかじめ避難支援者や避難場所等について作成する避難行動計画
- ・コミュニティスクール
学校に保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会を設置し、学校運営に必要な支援に関する協議を行い、学校と地域が連携・協働しながら、地域とともにある学校づくりを推進する合議体

[さ行]

- ・災害拠点病院
災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院であり、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能などを確保している。
- ・災害時応援協定(相互応援協定)
災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関等との間又は自治体間で締結される協定。
- ・災害時等協力事業者登録制度
災害時に、人員・資機材等で協力してくれる事業所を「災害時等協力事業者」として登録し、協力を得て被害の軽減を図ることを目的とする制度。
- ・災害対策基本法
国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定める法律
- ・災害対策本部
災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、地方自治体が地域防災計画の定めるところにより、首長を本部長に、関係都道府県および市町村の職員を本部員として臨時に設置される機関
- ・災害廃棄物
地震や津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物。倒壊・破損した建物などの瓦礫や木くず、コンクリート塊、金属くずなどがある。

- ・災害ボランティアセンター
主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するため、被災者ニーズの把握やボランティアの受け入れ等を行う組織。
- ・事業継続計画(BCP)
災害や事故等の発生時において、都道府県や市町村、企業等がそれぞれの立場で実施すべき中核となる事業(非常時優先業務)を継続、又は早期復旧するために必要な取り組みを定める計画をいい、BCPと標記されることもある
- ・事業継続力強化計画
中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画
- ・自主防災会
町内会や学区単位の地域住民で組織され、平時は防災訓練や住民への防災意識の啓発活動、災害時には初期消火や救助活動、住民の避難誘導などを担う任意団体
- ・自主防災組織活動推進事業助成金
市内の地域住民で構成する自主防災組織が行う防災活動等を推進するため、市が助成する交付金
- ・自助
災害が発生したときに、まず自分自身(家族)の身の安全を守ること
- ・自治振興会
地域の共通課題や公共的な課題に対して、環境、文化、安全、体育、人権等の専門部会を設け、地域の実情に即したコミュニティ活動を地域住民の参加のもとに取り組む任意団体
- ・指定緊急避難場所
災害により危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所
- ・指定避難所
避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設
- ・住家被害認定調査
地震や風水害等の自然災害により被害のあった住宅について、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき、全壊、半壊等の「被害の程度」を認定する調査
- ・社会福祉協議会
民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、地域の福祉増進に向けた活動を行っている。
- ・車中泊避難
災害時に避難所ではなく、自家用車を避難先として選択すること

- ・受援

災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること

- ・浄水場

ダムや川から水を取り入れ、飲み水として使えるようにきれいにする施設

- ・消防分団

火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う組織

- ・消防力

市町村が消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員

- ・震災関連死

地震による災害が発生した際、建物の倒壊・火災・津波などの直接的な被害ではなく、避難生活の疲労や環境の悪化などによって、病気の発症や持病の悪化などで間接的に亡くなること

- ・水門

河川または水路を横断して設けられる制水施設であって堤防の機能を有するもの

- ・全国瞬時警報システム(J-ALERT:ジェイアラート)

大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用し瞬時に地方公共団体に伝達するシステム。鳴門市では平成23年4月運用開始している

- ・総合防災訓練

災害対策基本法や防災基本計画等に基づき地域防災計画に定める、台風や地震、津波等の大規模災害を想定し実施する総合的な防災訓練。鳴門では、毎年、防災の日(9月1日)前後に実施している

- ・率先避難

緊急時、周囲に避難を呼びかけつつ、自ら率先して避難すること

[た行]

- ・地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関等の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画

- ・中央構造線

近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯

- ・直下型地震
陸のプレート内部で岩盤のひずみが起こり、その結果「活断層」と呼ばれる地盤のずれが発生する地震
- ・津波避難ビル
津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設(人工構造物に限る)。構造的には新耐震設計基準に適合し、かつRC(鉄筋コンクリート)かSRC(鉄骨鉄筋コンクリート)造で、確保すべき階数は地域ごとに想定される浸水状況に応じて決められ、鳴門市では3階建て以上を条件としている
- ・津波避難マップ
津波に伴う水害に備え、浸水範囲・深さに加え、避難場所などの避難確保を図るために必要な情報を地図上に記載したもの
- ・出前講座
「生涯学習まちづくり出前講座」として、市職員等が直接地域住民等のもとへ出向き、市政の仕組みや制度・事業の内容等について説明を行う講座。生涯学習支援を目的に毎年開催しており、大学関係者やボランティア講師等の協力による講座も開設している
- ・東南海・南海地震防災対策推進地域
東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として国が指定するもの
- ・道路啓開
災害発生時に緊急通行車両の通行のため、とにかく1車線でも通れるように早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正などにより救援ルートを開けること
- ・特設公衆電話
災害時における通信手段を確保するために、自治体等が避難所等に設置し、通話料無料で利用される電話
- ・特定空家
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等
- ・ドローン
人が乗ることの出来ない航空機のうち、遠隔操作または自動操縦により飛行することができる無人航空機

[な行]

- ・鳴門市公共施設等総合管理計画
公共施設等の今後のあり方や総量の最適化などについて基本的な方向性を示す計画
- ・鳴門市国土強靱化地域計画
『強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法』第13条に基づき、多発・大型化する大規模災害やそれらの複合災害等に対しても、安全・安心な地域社会の構築に向けた「鳴門市の国土強靱化」の推進を図るために策定した計画
- ・鳴門市自治基本条例
住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例。「自治体の憲法」ともいわれ、最高規範性を有するとして、自治体における法体系の頂点に位置づけられる
- ・鳴門市総合計画
本市のめざすべき方向を実現するための施策を明らかにし、総合的、体系的かつ計画的なまちづくりの基本方針となるもので、市民生活のあらゆる分野を包括する市の最も上位に位置付けられる計画
- ・鳴門市防災・災害対策会議
本市の防災・災害対策の現状や課題を踏まえ、組織全体で効果的な施策や事業を検討・推進するための機関
- ・南海トラフ地震
静岡県駿河湾から宮崎県日向灘沖まで続く、フィリピン海プレートとユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、この南海トラフで概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震のこと
- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第4条の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する方針・施策等を定める計画であり、中央防災会議が決定
- ・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会
南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価した結果を「南海トラフ地震に関連する情報」として発表するにあたり、有識者から助言を得るための検討会
- ・妊産婦・乳児救護所
妊産婦や乳児の医療救護活動を行う施設

【は行】

・排水機場

大雨による地盤の低い地域の湛水(農地に水がたまること)や道路・宅地の冠水などの水害を防ぐために、排水ポンプを使い、たまった雨水を川へ強制的に排水する施設

・配水池

浄水場で作られた水道水を一度貯めておく施設

・ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。鳴門市では、国や県の被害想定を基に、「津波避難マップ」「土砂災害・洪水ハザードマップ」「高潮ハザードマップ」を作成している

・半割れ

南海トラフ想定震源域の片方(約半分)で、マグニチュード8以上の地震が時間差で起きるケースの地震

・避難行動要支援者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自力避難が困難かつ家族の支援だけでは避難が困難な者

・避難行動要支援者登録制度

災害発生時又は災害の発生するおそれのあるときに避難行動要支援者に対して、民生委員・児童委員又は担当職員が「避難行動要支援者個別避難計画」を作成し、この情報を、平常時には、普段の生活の中で地域による見守りに、また、災害発生時には、速やかな避難誘導や安否確認などの活動に役立てる制度

・樋門

堤防の中にコンクリートの水路を通し、逆流防止用のゲートが付いた施設

・普通救命講習

呼吸や脈拍が止まったときに必要な「心肺蘇生法」と「AEDの使い方」、大けがをしたときの「止血法」などを学ぶことができる応急処置技能講習

・福島第一原子力発電所事故

2011年3月11日に発生した「東日本大震災」に伴う津波により、電源喪失、海水による冷却機能喪失等の重大な事態が発生した事故

・福祉避難所

災害時要援護者のうち、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅者を対象とし、災害発生時にこれらの者を一時受け入れし、ケアを行う施設。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設等を地方自治体が指定する

・防疫

感染症(伝染病)の発生・流行を予防すること。感染症患者の早期発見・隔離、消毒や媒介動物の駆除、予防接種などを行う。

・防災行政無線

風水害や地震などの災害が発生、又は発生する恐れのあるときなど、的確な情報を地域住民等に伝えるために屋外スピーカー等を用いて広報・周知させる無線

・防災コミュニティ

あらゆる分野の地域住民や事業所、行政などが協力し合って、災害に強いまちづくり・人づくりを目指し、防災活動に取り組む地域社会

・防災士

社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、そのために十分な意識と一定の知識・技能を有する者として、認定NPO法人日本防災士機構が認定した者

・防災ボランティア

地震や水害、火山噴火などの災害発生時から復興に至るまで、被災地のために復旧・復興のお手伝いを行うボランティア

・ポンプ場

河川などの流水をポンプによって強制排水するための施設

[ま行]

・マグニチュード

地震の規模を表す尺度、また、その数値をいう。記号「M」を用いて標記され、地震波の最大振幅を基に算出される。震度が土地の揺れの強弱を表すのに対し、地震規模そのものの大小を示す

・民生委員

民生委員法に基づき、各地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として厚生労働大臣の委嘱のもと市町村の区域に配置される民間の奉仕者。地方公務員法では、非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されており児童委員を兼ねる。任期は3年

[や行]

・有害生物

人の健康や経済活動等に悪影響が生じる原因となる生物

・ゆっくりすべり

通常の地震とは異なり、プレート境界の断層がゆっくりとずれ動く現象

- ・要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者で、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるために支援を要する者

- ・予防査察

消防署員等が市内の防火対象物や危険物施設の関係者に対して、建物や消防用設備等が法令に基づく基準どおり維持管理できているかを検査するもの

[ら行]

- ・ライフライン

電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備

- ・罹災証明

市町村が建物の被災状況を調査し、「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「一部損壊」に区分して発行する証明書。義援金や被災者生活再建支援金の受給、災害援護資金の融資申請等の際に必要となる

- ・ローリングストック

日常的に非常食を食べて、食べたらいきなり買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄すること